

昭和五十八年三月

住友修史室報

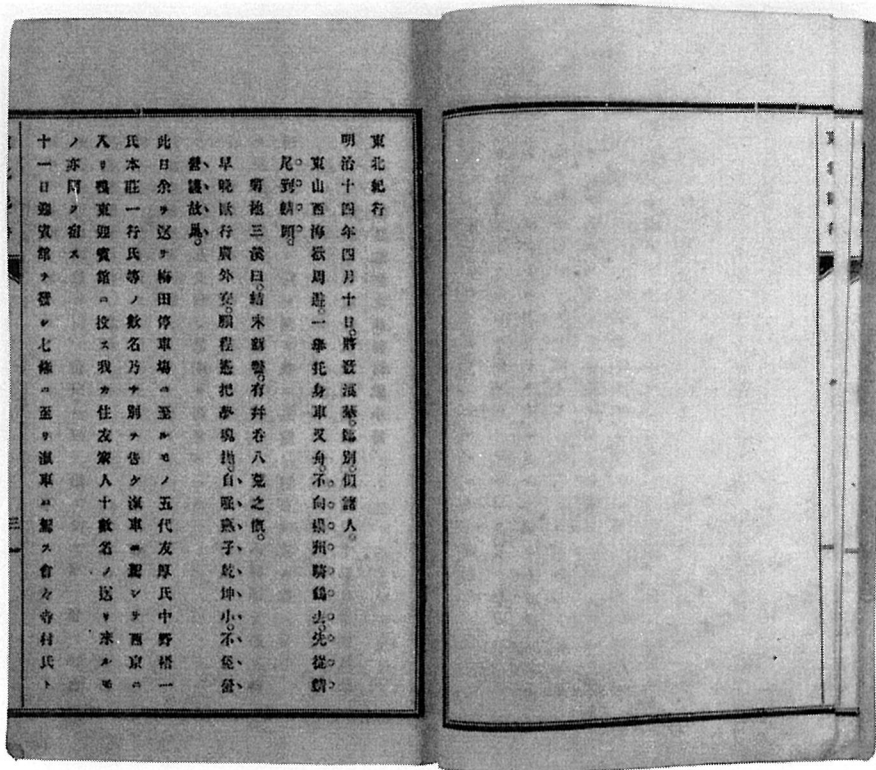
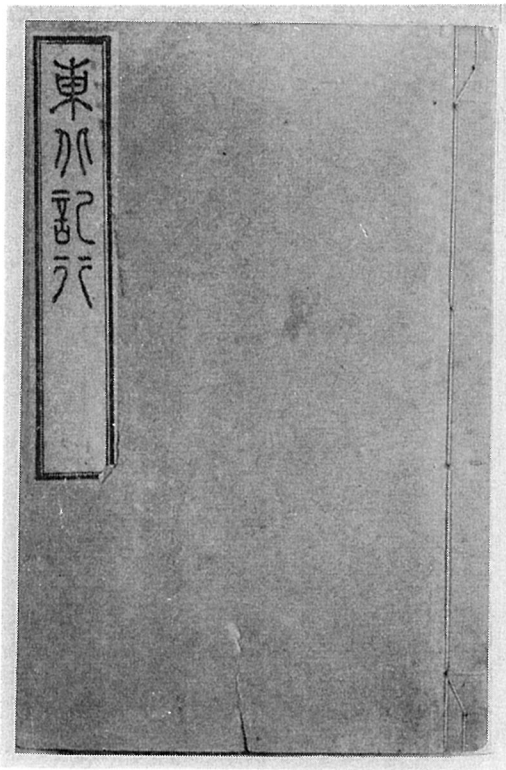
第九号

七月廿八日 銅切書
一 若別三幸花銅切書
付銀七十八元
付銀九十九元
付銀一百一十元
付銀一百二十元
付銀一百三十元
付銀一百四十元
付銀一百五十元
付銀一百六十元
付銀一百七十元
付銀一百八十元
付銀一百九十元
付銀二百元

三光銅仕切書 (天保15年)

三光銅送り状
承永三年
三月廿四日
大坂長崎
行方清次郎

三光銅送り状 (嘉永3年)



広瀬幸平「東北紀行」

目次

若狭三光銅の大坂廻送と銅座売上(二)……………小葉田 淳……………1

広瀬宰平の「東北紀行」について……………川崎英太郎……………23

後記……………45

口 絵 三光銅仕切書・三光銅送り状・広瀬宰平「東北紀行」

若狭三光銅の大坂廻送と銅座売上(二)

小葉田 淳

目次

- 一 まえがき
- 二 住友稼行期の大坂廻銅と銅売上
- 三 秦与兵衛経営下の大坂廻銅と銅売上(以上前号)
- 四 小浜藩直営時代の大坂廻銅と銅売上
- 五 三光銅の大坂廻送と日本海海運

四 小浜藩直営時代の大坂廻銅と銅売上

秦与兵衛は嘉永七(安政元)年(一八五四)正月病没した。三光銅山が小浜藩直営になった時期を明記した記録はいまのところ見当らぬが、与兵衛の死を機に直営となったように思われる。銅山山元へは、藩から任命された元締衆とよばれた出役人が詰め、御用掛りとして若干名が出役し、経営監督に当たったらしい。銅山の事務や操業は、以前より派遣されていた住友の手代や稼働人が、そのまま引き継ぎ従事していた。大坂における売上取次人は泉屋小兵衛が続け、銅の代銀・手当その他の交渉は、小兵衛等を通じ住友家がすべてこれに当たった。

(万延元年～慶応3年)

代 銀	支払銀合計
34,909.979	266,481.906
159,011.972	158,480.945
12,512.48	174,452.363
102,387.315	201,456.922
1,675.378	372,659.245
78,998.485	251,063.071
92,913.322	180,319.368
23,196.812	268,866.571
194,855.033	
12,375.969	
129,618.802	
97,473.963	
13,751.875	
119,042.934	

三光荒銅の製錬は、最初から住友吹所の一手吹にまかされたが、安政四年に今後三カ年は割吹、すなわち住友以外の吹屋五軒(住友吹所に対して西吹屋とよばれた)にも、ほぼ均等に割り付けて吹くことになった。安政六年、期限となり、翌万延元年四月、近年は諸山廻銅が少なく、西吹屋の希望もあり、さらに三カ年割吹が延長され、その後文久二年(二八六二)、期限切れに、西吹屋の願いで、翌文久三年より三カ年割吹を許された。しかるに二年目の元治元年四月、三光荒銅の性合が悪くとして西吹屋は割吹を辞退し、また住友吹所の一手吹に復した。

大坂の銅座は慶応四(明治元)年二月に銅会所、同年七月に鉾山局となり、九月に鉾山司と改められた。鉾山局・鉾山司においては銅買上の値段決定法も従来のものを改めている。明治元年―三年の大坂廻銅・銅売上については後に別叙することとして、まず万延元年―慶応三年のそれらの事実について述べよう。

泉屋小兵衛の「若州三幸銅売上諸事控」三番・四番および「銅座々相渡り候仕切書」によって、右の期間の三光銅大坂着箇数・掛改斤高・入目引高・残斤高・代銀・手当等を第4―1・2表に示す。

なお銀建計算となっているが、元治元年以後は金一兩〓銀六〇目で金目による支払が行われている。

元治元年 銀三七二貫六五九匁二四五〓金六、二一〇兩三分
 二朱・永一一二文四一
 慶応元年 銀二五一貫〇六三匁〇七一〓金四、一八四兩一分

第4-1表 三光銅の廻着高・代銀

年次	廻着箇数	掛改斤高	入目引高	残斤高
万延元	平 210	20,836.2	130.4	20,705.8
	床 1,250	124,620	778.9	123,841.1
文久元	平 75	7,468.1	46.7	7,421.4
	床 805	80,242.5	501.6	79,740.9
2	平 10	1,000	6.3	993.7
	床 625	61,912.2	386.9	61,525.3
3	床 735	72,817.6	455.2	72,362.4
	平 63	6,173.7	38.6	6,135.1
元治元	床 771	76,103.2	475.7	75,627.5
	平 33	3,293.8	20.6	3,273.2
慶応元	床 667	66,581.9	416.1	66,165.8
	床 500	50,070	313	49,757
2	床 500	50,070	313	49,757
	平 37	3,660	22.9	3,637.1
3	床 763	75,483.1	471.8	75,011.3

二朱・永九文五二
 同 二年 銀一八〇貫三一九匁三六八〃金三、〇〇五兩一分・
 永七二文八
 同 三年 銀二六八貫八六匁五七一〃金四、四八一兩・永
 一〇九文五二
 平銅一〇〇斤につき銀一六八匁六、床銅同じく銀一二八匁四
 の代銀は、文久三年まで変らぬ。一〇〇斤につき銀四〇目の手
 当は万延元年が期限で、翌万延二（文久元）年三月、さらに五カ
 年延長を許した。平均目当高より出増分一〇〇斤につき銀三〇
 目の手当増、目当高に対し一〇〇斤につき銀五匁の値増も、万
 延元年に期限が切れたが、翌年より三カ年継続を認められた。
 文久二年四月、住友は、今後出銅高の多少に拘わらず、一〇〇
 斤につき銀五〇目の増手当を銅座へ願い出たが、銅座は前年文
 久元年に溯って、文久元年より五カ年廻銅高の数量いかによ
 らず、一〇〇斤につき銀一〇匁の別段手当を与えるとした。そ
 して文久三年二月にいたり、目当高に達すると否とによらず、
 一〇〇斤につき銀一〇〇目ずつの値増をすると告げている。

の内訳 (万延元年～慶応元年)

支払銀合計	備 考
266,481.906 ^匁	出増高30,055斤4, 出増分値増9,016匁62, 目当高値増5,724匁575
158,480.945	別段手当100斤に付10匁
174,452.363	別段手当100斤に付10匁と100斤に付100目値増
201,456.922	同上
372,659.245	9月・11月売上分手当100斤につき300目
251,063.071	手当100斤に付300目(平銅)・150目(床銅)
180,319.368	手当100斤に付166匁5
268,866.571	手当100斤に付283匁8(平銅)・140匁7(床銅), 10月より各2割増

しかし文久四(元治元)年正月、これまでの値増・手当すべてを止めて、銅性の善悪、吹滅の多少に応じて、当分の間別紙値段で買上げることとし、また今後は金一両銀六〇目替をもって、金にて支払うことを、銅座より売上取次人・世話人一同へ申し渡した。なお、問屋口銀についても、「尤口銀も右ニ准シ、割増差遣候間、山元へ無益之入用不相掛ケ」と述べている。従来銅の代銀と手当・値増をもって給価があり、口銀は代銀一〇〇目につき二匁ずつ支払われたが、今度代銀・手当・値増を一本化した形で、口銀もこれに対し、一〇〇目につき二匁ずつ与えられることになるから、「右ニ准シ割増」といったのであろう。さて別紙の三光銅値段とは、

平銅 一〇〇斤買上値段 銀三七八匁一
 床銅 同 二八九匁三

である。九月にいたり、銅座より売上取次人・世話人に伝えて、この節より明年まで買上代銀のほか、平・床とも一〇〇斤につき銀三〇〇目の手当を与えるとした。買上代銀は諸山銅により差違があるが、三〇〇目手当は諸山銅一同に対するものであることはいふまでもない。

この年の四月より、西吹屋中より三光銅割吹を辞退して、住友の一手吹になったが、西吹屋より糺吹を願い出たので、泉屋小兵衛も同意して、十一月、この節

第4-2表 三光銅支払銀

年次	残 斤 高	代 銀	手 当 銀	別段手当など
万延元	144,564.9 ^斤	193,921.951 ^匁	57,818.76 ^匁	14,741.195 ^匁
文久元	87,162.3	114,899.795	34,864.92	8,716.23
2	62,519	80,673.863	25,007.6	68,770.9
3	72,362.4	92,913.322	28,944.96	79,598.64
元治元	81,762.6	218,051.845	154,607.4	
慶応元	69,439	141,994.771	109,068.3	
2	49,757	97,473.963	82,845.405	
3	78,648.4	132,794.809	136,071.762	

の廻銅をもって糺吹を小兵衛名で出願した。糺吹は同月十八日、三光床銅四〇〇斤について行われた。

正間吹銅 一七二斤八七五

吹減 二二七斤一二五 (二〇〇斤につき五六斤七八一二五)

この吹減を一〇〇斤につき五八斤一と計算し、手当銀高を算定している。それは間吹銅を販売用の吹銅とするため、間吹銅に対し「九七割吹銅成ル」と記しており、間吹銅の吹減五六斤七八余は、吹銅とするための吹減では五八斤一となる。この内五斤を用捨引とし、五三斤一を吹減とし、床銅一〇〇斤より得る吹銅四六斤九と計算し、手当銀三〇〇目に対しその一〇〇分の四六・九、すなわち一四〇目七の手当を計出している。十月廻着した平銅三五箇・床銅一八五箇の代銀・手当は、十二月初旬受け取っているが、平銅代銀は一〇〇斤につき三七八匁一で変らぬが、床銅は一五八匁七と改められた。しかしともに三〇〇目ずつの手当は支払われている。翌元治二(慶応元)年四月に、平銅三三箇・床銅六六七箇が廻着し、五月に床銅四〇〇斤につき再び糺吹が行われた。

正間吹銅 二〇八斤一二五

吹減 一九一斤八七五 (二〇〇斤につき四七斤九六八七五)

吹銅とするための吹減は四九斤五となり、この内五斤用捨引とし四四斤五とな

る。そこで五五斤五を床銅一〇〇斤より得る吹銅高とし、手当銀三〇〇目の一〇〇分の五五・五、すなわち一六六匁五を手当高と計算している。七月、銅座よりの差紙で小兵衛が出頭すると、三光床銅はこれまで一〇〇斤につき手当銀三〇〇目を下されたが、今般糺吹を命じたところ、半減もする性合ゆえ、当分のうち買上代銀一〇〇斤につき一九五匁九分・手当銀一五〇目ずつを渡すと申し渡された。四月廻着床銅に対して、七月末に、一〇〇斤につき代銀一九五匁九分・手当銀同じく一五〇匁ずつ受け取っている。

平銅は元治元・慶応元年の兩年とも、一〇〇斤につき代銀三七八匁一と手当銀三〇〇目を支払われているが、慶応二年三月、銅座は諸山問屋を呼び出して、次のように触れた。

銀三〇〇目ずつの手当は元治元・慶応元年の兩年で期限が切れたが、当年より五カ年間は吹減五斤までの分は、従来どおり手当銀三〇〇目を与え、五斤以上吹減の分は、その割合をもって手当を渡すというのである。

慶応二年は床銅のみが廻着したが、一〇〇斤につき代銀一九五匁九で、手当は一六六匁五ずつである。もっとも五月には一四〇目七ずつの手当を受け取り、七月の支払いのとき、差額二五匁八ずつを追加されている。

慶応三年八月、銅座は物価騰貴の折とて、当年より五カ年間、荒銅代に二割増を与えることを申し渡した。三光銅については、

平銅一〇〇斤	買上値段	三七八匁一
	二割増	七五匁六
	手当	二八三匁八
	計	七三七匁五

床銅一〇〇斤 買上値段 一五八匁七

二割増 三一匁七

手 当 一四〇匁七

計 三三一匁一

となっている。平銅一〇〇斤につき、一〇斤四は吹銅までの吹減、内五斤を用捨、残り九四斤六、この手当銀二八三匁八(銀三〇〇目の一〇〇分の九四・六)の計算であり、床銅一〇〇斤につき、吹銅までの吹減五八斤一、内五斤を用捨、残り四六斤九、この手当銀一四〇匁七(銀三〇〇目の一〇〇分の四六・九)の、元治元年十一月の糺吹によっている。

慶応四(明治元)年七月に、銅座跡の銅会所は鉾山局と改められたが、諸山銅売上取次人・世話人の出頭を求めて次のように申し渡した。

荒銅が廻着すれば直ちに鉾山局へ届け、水揚・掛改めは役人が出役してこれを差図し、半高は世話人、半高は鉾山局付属の吹屋において掛改めを行う。代金は市中相場をもって公平に買上げ、値段が安いと思う場合は、買上延引を申し立ててよい。代金の前後内渡はいっさい行わず、掛改め定日前の五カ日の市中平均相場により買上げ、代金は一カ月六度の定日に渡す。荒銅売上につき口銭等は与えず、山方と相対で相当の世話料を受け取ってよい。

掛改めの際の入目引は、一〇〇斤につき半斤と定めたが、明治二年十一月廻銅届出の分より、入目引は廃止された。代金は慶応四(明治元)年では、八月着床銅一〇〇斤につき金一一兩・永七文五、九・十月着平銅同じく金二五兩三分一朱・永五文、床銅は金一二兩三分二朱・永五二文五となっている。その値段は次のようにして算出される。

明治元年九月五日

吹銅相場一〇〇斤につき代金三一兩・永四四文二

床銅五八斤一吹減、残四一斤九は、金一三兩・永七文五、吹賃二兩引、残一一兩・永七文五替え

同年十月七日

吹銅相場一〇〇斤につき代金三〇兩

平銅一〇斤四吹減、残八九斤六は、金二六兩三分二朱・永五文、吹賃一兩一朱引、残二五兩三分一朱・永五文

替え

十月十二日、住友吹所で床銅を糺吹したところ、一〇〇斤につき五〇斤二一八七五の吹減で、間吹銅四九斤七八一
二五を得たが、「九七割吹銅ニ相成」の見積により吹銅とするに、五一斤八の吹減と計算される。すなわち吹銅四八

斤二の値段は、一四兩三分二朱・永五二文五の相場で、吹賃二兩を差し引いて、残り一二兩三分二朱・永五二文五を、三光床銅一〇〇斤の値段としたようである。

明治二年五月、床銅のほかに精銅すなわち間吹銅七二箇が廻着した。この間吹銅を吹銅とするのに、一〇〇斤につき五斤の吹減があると積り、吹銅一〇〇斤につき金三〇兩の値段より計算して二八兩二分となり、吹賃一兩一朱を引いて、二七兩一分三朱替えとされた。しかし同年十一月廻着の間吹銅は、一〇〇斤につき一六兩三朱替え、床銅は同じく五兩三朱替えとされている。すなわち間吹銅一〇〇斤は、吹減五斤として吹銅九五斤に当たり、その代金

残斤高合計	代金合計			
	兩	分	朱	永(文)
38,615.9 斤	4,941			25.3
16,661.3	2,919	3	3	8.1
10,236.9	3,99	1	1	15.4

第5表 三光銅の廻着高・代金

	着箇数	掛改斤高	入目引	残斤高	100斤の値段				
					月	日	分	朱	永(文)
明治元	平 11	1,072.5 ^斤	5.4 ^斤	1,067.1 ^斤	10月	25	3	1	5
	床 384	37,737.5	188.7	37,548.8	9月	11			7.5
2	精 106	10,037.5	33.6	10,003.9	10月	12	3	2	52.5
	床 69	6,670.6	* 13.2	6,657.4	5月	27	1	3	
3	精 12	1,186.3			11月	16		3	
	床 92	9,050.6			5月	12	3	2	5
					11月	5		3	
						11	2		13.1
						2	3	2	28.1

* 明治2年11月以後は入目引はない。

は一八両二分と永二五文、吹賃二両一分・永五〇文を引いて、残り一六両三朱と永三七文五となるが、永の分を省いたのが前の間吹銅値段である。また床銅は、吹減五八斤一の分を採用し、床銅一〇〇斤は吹銅四一斤九で、代金八両二朱・永四五文五、吹賃三両を引いて五両二朱・永四五文五、これを五両三朱替え(一朱 \parallel 永六二文五)としている。これらによると、当時吹銅一〇〇斤の相場は、金一九両三朱ほどであったらしい。明治三年十月廻着の間吹銅は、一〇〇斤につき一一両二分・永一三文一、床銅は同じく二両三分二朱・永二八文一である。すなわち吹銅相場一四両二分で、間吹銅五斤吹減、床銅五八斤一吹減とし、吹賃は間吹銅二両一分・永一文九、床銅二両三分二朱・永二八文一として計算されている。なお、このころ売上取次人泉屋小兵衛より、銅代金を受け取ったとき、銅山あてに銅代金高を記して、金一〇〇両につき二両の間屋口銭受領書を認めている。

「三幸銅売上諸事扣」四番によって、明治元年―三年の、大坂廻着箇数・掛改斤高・入目引高・残斤高・諸銅一〇〇斤につき値段・代金高を、第5表に示す。

五 三光銅の大坂廻送と日本海海運

小浜藩の御手山三光銅山は、明和八年（一七七二）休山したが、その直後ともいうべき安永三年（一七七四）四月、住友の別家泉屋半兵衛・同茂兵衛が、本家手代や別子の山留を同行し、御手山の山師の一人と推定される治郎右衛門を案内人として銅山を見分して、報告書を記している。これに荒銅を山元より大坂まで輸送する道筋と運賃を次のように書いている。

野尻より本郷まで 一駄につき駄賃銀四匁五分

本郷より小浜まで 一丸につき船賃銀一分ほど

小浜より熊川まで 一駄につき駄賃米六升五合ほど

熊川より今津まで 同 六升一合五勺

今津―大津、大津―伏見、伏見―大坂 不明

これによると道筋は小浜を経由し、小浜―今津間は駄送、今津―大津間は船積、大津―伏見間は駄送、伏見―大坂間は船積を建前としたらしい。銅一丸または一箇は一〇〇斤、一駄は二丸である。

しかし住友の稼行下に天保十二年再掘されてから、三光銅は専ら海路輸送されることになり、陸送は特別の場合まれに行われたに過ぎぬ。船積は大飯郡本郷でなされ、船問屋は本郷（市場村）の渡辺源右衛門であった。嘉永三年より安政六年までの山元から住友吹所あての銅荷送り状が多数残っているが、⁽¹⁰⁾まず嘉永二年までの大坂廻着の船積輸送の状況について、「庭帳」によってみよう（第6表）。

第6表 三光銅の大坂廻送状況 (天保14年～嘉永2年)

船主・直船頭		船名	大坂着帆日付 ()内銅丸数
若狭本郷	源右衛門船	山王丸	天保14. 4. 18 (230)
			弘化 2. 4. 22 (450)
若狭小浜	木綿屋源兵衛船	八幡丸	天保14. 4. 20 (120)
			弘化 4. 4. 2 (300)
丹後	小左衛門船	久宝丸	天保14. 9. 3 (150)
			但馬居組
		〃	〃 8. 8 (200)
		〃	弘化 4. 3. 25 (500)
		〃	嘉永 2. 4. 19 (400)
但馬居組	秀五郎船	生柳丸	弘化 2. 5. 3 (500)
			〃
		〃	〃 9. 26 (450)
		〃	弘化 4. 4. 15 (500)
		〃	嘉永元. 5. 2 (500)
但馬居組	染三郎船	益栄丸	嘉永 2. 4. 18 (350)
			因幡陸上浦
		〃	〃 7. 4 (200)
	治郎右衛門船	若宮丸	嘉永 2. 4. 23 (400)

さて本郷源右衛門船は、船問屋渡辺源右衛門の持船であり、木綿屋源兵衛船は、小浜の木綿屋(志水氏)源兵衛の持船であるが、彼等は船主で、沖船頭が乗る。これに対し、但馬居組の助九郎船・秀五郎船や因幡陸上浦の伝十郎船等の、助九郎・秀五郎・伝十郎等は直乗船頭で、船はそれぞれの持船である。石見浜田外ノ浦の清水家の「諸国御客船帳」によると、若狭本郷の渡辺源右衛門持船の山王丸船頭善右衛門が、天保三年四月九日登りに外ノ浦へ入津、同月十八日下りに出帆し、また天保五年五月二十五日にも登りに入津したとある。「庭帳」に天保十四年四月十八日、若州山王丸源右衛門船が銅二三〇丸を積み着したことがみえる。

木綿屋(志水)源兵衛は、江戸末期においては西津の古河屋嘉太夫家に次いで、小浜地方では有力な海運業者であった。天保七年飢饉に際し藩命により、持船久福丸船頭吉三郎は、尾道で救米として米七〇

○石を買入れて積み、天保八年二月小浜に着き、また持船長福丸船頭藤蔵は、赤間関で同じく一、〇〇〇石を買入れて、同じころに小浜へ運んでいる。「庭帳」天保十三年正月二十九日の条に、若州銅山へ鉄荷等を送るため船問屋新家屋伝蔵へ届け、木源船長福丸へ積み入れたとある。木源は木綿屋源兵衛である。安政五年の小浜の船舶三艘のうち、木綿屋の持船は二艘で、五〇〇石一艘水主一〇人、三〇〇石一艘水主七人と報告されている。弘化四年二月、木綿屋源兵衛は家名相続の謝恩のためと称して、手船のうち一艘で、毎年大坂まで藩米廻送を無運賃で積むことを願いでた。これが聞き届けられて、同年持船八幡丸に御蔵米三〇〇俵・荒銅三〇〇箇を無運賃で積み運び、その諸雑用は金二〇兩二分・永四文五に当たり、弘化四年四月、藩より五つ組盃を頂戴したという。翌嘉永元年にも、久徳丸が無運賃で大坂へ廻送した品物として、御蔵米五〇〇俵・銅四五〇箇・紙八箇をあげている。⁽¹²⁾「庭帳」弘化四年四月二日の条に、三幸銅三〇〇丸を積んだ若州八幡丸が着いたことが記される。これが木綿屋源兵衛持船であることは明らかである。前日三幸銅五〇〇丸を積んだ居組の生柳丸が着き、二日に直乗船頭秀五郎に運賃が支払われているが、八幡丸に対しては運賃支払の記載はみえぬ。また「庭帳」弘化五(嘉永元)年三月二十一日、三幸銅四五〇箇水揚とあるが、これが久徳丸積載の銅であろう。

なお、石見浜田の中村欣章氏所蔵の「入湊船」に、小浜の木綿屋の持船久徳丸船頭吉五郎・吉造が弘化二年九月二十二日入津、同じく伊勢丸船頭重治郎・久治郎が嘉永六年七月九日入津、同じく八幡丸船頭五兵衛が嘉永五年二月二十八日入津などと記される。

丹後では天保十四年九月に、若州銅一五〇丸を積んだ久宝丸小左衛門船の着帆がみえるほか、同年八月十八日、丹後神崎(現舞鶴市)伊勢丸儀兵衛が帰帆するので、三光銅山行き荷物を積み込んでいる。伊勢丸も三光銅を積んできた

と思われる。清水家の「諸国御客船帳」に、丹後神崎の新し屋六郎右衛門持船に伊勢丸があって、伊勢丸船頭儀兵衛
また六郎右衛門が、弘化五(嘉永元)年六月十六日下り入津、以下安政四、万延元年その後も度々入津したとある。但
馬二方郡居組(現美方郡浜坂町)の益吉丸・生柳丸・益栄丸等は嘉永・安政以後も三光銅大坂輸送に当たったことが多く、
後に併述したい。因幡陸上浦(現岩美郡岩美町)の益寿丸伝十郎船は、天保十五(弘化元)年に三月二十八日、七月四日と、
二回若州銅を積み着帆している。清水家の「諸国御客船帳」に、益寿丸かん屋伝十郎、天保十一年六月二十九日下り
入津、また七月二十九日下り入津とある。

なお天保・弘化期の銅荷運賃は次のとおりである。

- 天保十五、三、二十八着 益吉丸四〇〇箇 運賃二、四〇〇目 一箇に付六匁
同 益寿丸三〇〇箇 運賃一、六五〇目 一箇に付五匁五分
天保十五、九、八着 益寿丸二〇〇箇 運賃一、〇〇〇目 一箇に付五匁
弘化二、四、二十二着 本郷源右衛門船四五〇箇 運賃二、二五〇目 一箇に付五匁
同 二、五、三着 生柳丸五〇〇箇 運賃二、五〇〇目 一箇に付五匁
同 四、三、二十五着 益吉丸五〇〇箇 運賃二、〇〇〇目 一箇に付四匁
同 四、四、一 生柳丸五〇〇箇 運賃二、〇〇〇目 一箇に付四匁

さて嘉永三年より安政六年まで、計七〇通の三光銅の送り状が残っている。送り主は嘉永六年まで「若州三幸銅山
秦与兵衛」で、はじめは印文「成徳」の黒印、嘉永五年より中央縦に勘定所その上部に横書に銅山、左右に縦書に若
州・三幸の文字を刻した円印を捺している。嘉永七(安政元)年に入って送り主は「若州銅山役所」と記し、送り状に

本郷源右衛門方積渡の辞句を記入し、同年八月より若州三光銅山役所と署名し、印文「三光」の長方形の黒印を用いている。なお宛名はいずれも大坂長堀住友御吹所となっている。次に送り状の二例を示す。

覚

合荒銅四百五拾箇

一平銅五拾箇

一尻銅四百箇

メ但皆掛附札ニ記 正味拾六メ目

右之通此度但州二方郡居組村生柳丸富八船へ積渡差送候間、着岸之上改御請取可被成候、尤運賃は於御地金貳拾五両御渡、追而御振越可被成候、送状依而如件

嘉永三 庚年
戌年

三月廿四日

大坂長堀

住友御吹所

送り状之事

一荒銅五百丸也

但此懸付札ニ記 正味拾六メ勿

(追筆)
五月八日

若州三幸銅山
秦 与兵衛(印)

一平銅貳百丸

船頭直乘益吉丸
助九郎船

一尻銅三百丸

右之通於本郷源右衛門方積渡、運賃当方ニ而相渡、於津々浦々諸懸り物構無之約定ニ候間、荷物着帆之上可被成御改御請取、送り状仍而如件

嘉永七甲寅年

若州銅山
役所(印)

三月十日

大坂長堀
住友御吹所

運賃は嘉永三年まで大坂渡となっているが、以前からの仕法であつたらしい。同四年ごろから山元で支払つたらしく、同五年より送り状にそれを明記している。送り状には右下に大坂着の日付を追記したものが多い。送り状によつて送り状日付・船名・船頭名・積載荒銅・到着を第7表に示す。ただし船ごとにまとめる。「庭帳」に着岸・着帆・入津などと記す日付と、「売上扣」「売上諸事扣」に銅廻着を取次人より銅座へ届けた日付を併せ記した。

嘉永七(安政元)年五月以後の送り状には、渡辺源右衛門方積渡の月日を記入していて、これは送り状日付と同日としている。これは出港日あるいは出港予定日とみてよからう。「庭帳」の安政五年八月二十六日の条に、八月十五日発の若狭の書状が到着したとあって、その書状の中に、尻銅五〇〇箇を積み出した旨を申し越したと記している。これは八月十四日付送り状を持参した盛柳丸秀五郎船で、送り状に同日に積渡と記しており、九月十九日大坂へ廻着し

第7表 三光銅の大坂廻送状況 (嘉永3年~安政6年)

所在 船名・直乗船頭	送り状日付	廻着日付			廻着銅			備 考
		送り状	庭帳	売上扣	平銅	床銅	計	
居組村 生柳丸富八船	嘉永 3. 3. 24	5. 8	5. 9	5. 10	50	400	450	
	3. 7. 17	9. 12	9. 12	9. 13	24	476	500	
	4. 3. 22	4. 13	4. 13	4. 13	20	490	510	
	5. 8. 20	9. 27		9. 29	109	431	540	
居組村 盛柳丸定三郎船	嘉永 4. 8. 23	10. 13					130	
居組村 生柳丸周五郎船	嘉永 6. 4. 3	5. 13		5. 18	20	310	330	
	6. 7. 5	8. 7		8. 11	16	314	330	
	安政元. 3. 10			4. 13	140	210	350	
	元. 5. 27	7. 20		7. 20	60	190	250	
	元. 8. 15			9. 24	47	283	330	
	2. 4. 18	5. 17		5. 18	100	250	350	内、微塵吹銅12
	2. 6. 24	7. 21			24	226	250	
	2. 9. 3			10. 26	40	280	320	
	3. 4. 16	5. 11		5. 11		350	350	
	3. 6. 17	7. 20		8. 1	40	160	200	
	3. 9. 16			10. 16	50	209	259	外に屑吹直し荒銅2, 微塵吹荒銅41
	4. 5. 18				70	180	250	
	4. 8. 6			10. 18	70	150	220	外に微塵銅35
	5. 4. 5		5. 14	5. 16	90	410	500	
	5. 8. 14		9. 19	9. 19		500	500	
6. 4. 27		6. 3	6. 3	13	262	275		
6. 8. 11		10. 10	10. 10	33	375	408	外に微塵銅 2	
居組村 益吉丸助九郎船	嘉永 3		4. 5	4. 5		400		
4. 3. 22	4. 13		4. 13	85	415	500		
5. 3. 2	4. 5			200	300	500	外に別銅(微塵銅か) 13	
5. 5. 6	6. 25		6. 27	40	260	300		
6. 3. 5	4. 1		4. 10	50	414	465		
6. 5. 17	6. 27		7. 4	10	240	250		
6. 8. 26			9. 25	61	389	450		
安政元. 3. 10			4. 13	200	300	500		
元. 5. 27	7. 17		7. 19	80	270	350		
元. 8. 1	9. 2			100	300	400		
2. 2. 28	5. 9			80	420	500		
2. 6. 18	7. 4		7. 5	50	350	400		

(次頁へつづく)

所在 船名・直乗船頭	送り状日付	廻着日付		廻着銅		備考	
		送り状	庭帳 売上	平銅	床銅 計		
居組村 益栄丸染三郎船	安政 2. 8. 16	9. 18	9. 21	183	183	外に微塵真吹銅 8, 微塵吹銅 9	
	3. 2. 27	3. 19	3. 21	30	270	300	
	3. 5. 6	6. 4		250	250	外に微塵銅30	
	3. 8. 8		9. 2	50	200	250	
	4. 3. 14		4. 19	70	230	300	
	5. 2. 25	4. 12	4. 12	30	250	280	外に微塵銅21
	嘉永 3. 3. 晦	5. 2	4. 29	5. 10	40	180	220
	5. 3. 2	4. 6			350	350	
	5. 3. 17	6. 22		6. 26	33	117	150
	6. 3. 5	4. 1		4. 10	40	260	300
	安政元. 3. 10			4. 13	130	220	350
	元. 6. 17	閏7. 18		閏7. 20	67	243	310
	2. 2. 28	5. 11			40	110	350
	2. 7. 5				100	100	
	居組村 誠栄丸秀五郎船	3. 3. 21	4. 18	4. 20	45	505	550
3. 8. 24			9. 19	50	200	250	
4. 閏5. 4				70	130	200	
4. 8. 6		9. 4	9. 5	70	180	250	
5. 5. 10		7. 10	7. 11	32	358	390	外に微塵銅10
嘉永 4. 8. 23		10. 13		5	325	330	
神崎村 八幡丸 嘉右衛門船		嘉永 5. 3. 11	4. 2		55	245	300
		金吉丸又兵衛船	嘉永 6. 4. 3	5. 13	5. 18	52	338
早瀬浦 上瀬丸甚太夫船		安政 2. 3. 10			80	420	500
		2. 6. 18	7. 27	8. 3	40	360	400
	6. 2. 22	4. 12	4. 12	26	185	211	外に微塵銅21
安木浦 灘吉丸 石屋利介船	安政 6. 9. 16	10. 21	10. 22	10	140	150	

たことを、取次人より銅座へ届けている。送り状に追記している到着日と、「庭帳」に記す入津日を対比できる例は少ないが、同日か、後者が一日遅れとなっている。また銅座届の日は、これらと同日のこともあるが、一兩日遅れる場合が多く、ときに数日あるいはそれ以上後となる例もある。

さて嘉永・安政年間の三光銅輸送には、

但馬二方郡居組村の船が、多くこれに従事している。嘉永六年までの送り状には、居組村生柳丸富八船、同益吉丸助九郎船、同益栄丸染三郎船に積渡というように記すが、同七(安政元)年よりは、船頭直乗生柳丸周五郎船、船頭直乗益吉丸助九郎船というように、積船を書いている。益吉丸油屋助九郎船、生柳丸秀五郎船は、天保・弘化年間にも三光銅を運んだことは前述した。

さて居組の生柳丸と盛(成)柳丸の船名が同じころにみえるが、これは結局は同一船であろうと思う。弘化年間、居組の生柳丸秀五郎船が同二年に五、七、九月と三回、同三年に七月、同四年に四月と、三光銅を大坂へ届けている。ところが嘉永三年から同五年にかけては生柳丸富八船が三光銅を運んでいる。盛柳丸について直船頭定三郎の名は、嘉永四年八月二十三日付送り状にみえるが、以後定三郎は乗船していない。嘉永六年四月三日付送り状に生柳丸周五郎船、同年七月五日付送り状に盛柳丸周五郎船とあり、安政年間の送り状は殆ど盛柳丸と記されていて、直乗船頭として周五郎・秀五郎の名がことごと書かれている。周五郎・秀五郎は同一人であろう。清水家の「諸国御客船帳」には、居組の生柳丸につき船頭名として西垣周五郎と富八を記し、弘化三年五月九日登り入津、七月三日登り入津、安政二年六月二十五日登り入津、二十九日出津、九月晦日登り入津とある。

居組の益吉丸油屋助九郎船も天保十五年三月、嘉永二年四月に三光銅を積み大坂へ着いており、以来安政年間にかけて盛んに輸送に当たっている。安政五年二月の送り状に記す祐九郎船も助九郎船である。清水家の「諸国御客船帳」に、益吉丸につき油屋助九郎・要左衛門の両船頭の名を記し、文政十三(天保元)年三月登り入津、天保三年八月下り入津、年々入津、嘉永三年七月登り入津とある。また石見浜田の船問屋の「客船帳」と推定されるものに、益吉丸油屋助九郎船の天保二、弘化四、文久三各年の入津を記している。⁽¹³⁾やはり居組の益栄丸染三郎船については清水家の

「諸国御客船帳」に、益栄丸の油屋染三郎・助蔵両船頭が、嘉永三年七月二十八日登り入津、文久四（元治元）年七月十五日登り入津とある。また前述の「客船帳」に、益栄丸油屋保（染の誤）三郎が嘉永三年四月入津とあって、これはおそらく同年三月晦日付の三光銅送り状により二二〇箇を積み、五月二日大坂に着帆した航海のときの浜田入津に当たると思われる。

丹後神崎村の八幡丸嘉右衛門船については、清水家の「諸国御客船帳」に、神崎八幡丸森本嘉右衛門嘉永四年三月十一日丹後登り入津、五月二十七日庄内登り入津、米御売払、銑鉄御買被成、下出帆とみえる。五月二十七日入津は、庄内より米を積み運び、売払って、銑鉄を仕入れて、浜田より直ちに下ったのであろう。但馬安木浦（現香住町）の船頭直乗石屋利助の灘吉丸は、安政六年九月十六日付三光銅平・尻計一五〇丸を本郷で積み、「庭帳」によれば十月二十一日夕方大坂に着帆したとある。清水家の記録に、灘吉丸の船主石屋利助とし、船頭松井弥左衛門明治八年十月十七日下り入津とみえる。

「庭帳」によれば、安政七（万延元）年七月十五日、益栄丸が三光銅五六〇丸を積み入津、十月十七日、盛柳丸秀五郎船が同三〇〇丸を積み着帆したとある。また万延二（文久元）年五月二日荒砂丸芳次郎から、三光銅五〇〇丸を積み入津の報告をうけたことを記している。同年七月五日の条に、六月十九日付三光銅山よりの書状来着のことを記し、「荒銅二百廿丸去廿一日荒砂丸へ積込候趣申越候事」とある。これは銅山の書状発信の約一カ月前の五月二十一日に積み込んだことを意味するのではなく、「庭帳」記載日付を基準として去る二十一日すなわち六月二十一日、つまり銅山の書状には明後日積み込む予定を報じたものであろう。それにしても荒砂丸は五月上旬大坂着後、間もなく下ったものとみえる。

文久以後になると、三光銅を積んだ船名などは殆ど知ることができぬ。慶応元年益吉丸助九郎船が七〇〇丸を、同三年小浜の宮津屋儀兵衛船が六〇二丸を運んでいるが、これらは船名の知られる稀れな例である。明治三年五月十三日付三光山役処より住友吹所あて送り状が残っていて、本郷の間屋尾野屋治兵衛方で客船但州美含郡竹野村(現城崎郡竹野町)の船頭直乗妙見丸住吉屋次兵衛船に製(精)銅一二箇・荒銅九二箇を積んだことが記されている。

慶応二年には八〇箇・三二箇を小浜まで、本郷から船で小浜へ運び、小浜から陸路で送ったこともあるが、これは第二回長州征伐のため、下関海峡通行に困難があったためであろう。本郷の渡辺丈男氏蔵の文書に、藩の御積方から渡辺源右衛門あてに、銅の船積について指示した九月十七日付書状がある。それには当冬までには是非とも大坂へ廻銅したく、「先比不穩之次第」のため廻船中止のところ、最近下関あたりも別条なく、商船通行可能の由、小浜町井筒屋三右衛門の客船石州黒松浦(現江津市)船頭幾太郎船一二〇石積一艘があるのを聞き、御用座方へ届け評議のうえ、銅二百三、四十丸を、明後日積み込むように取り計らう予定で、このたびは役所より出役せず、銅山方より立会い、積み入れることになるから、さよう心得るようと述べている。この書状は元治元年のもので、下関あたり不穩の状勢というのは、四カ国連合艦隊の下関砲撃事件、ついで第一回長州征伐などによるのである。船頭幾太郎の船は大吉丸といい、「若州三幸銅売上諸事控」四番によれば、十月十七日、平三五箇・床一八五箇計二二〇箇を積み廻着したことを、銅座へ届けている。

さて三光銅の海上輸送を通じて注意されるのは、若狭―大坂間を年々二回以上も往復している例が少なくないことである。銅送り状によっても、三回も航海していることが知られ、居組の益吉丸助九郎船、同じく盛柳丸周(秀)五郎船などにその例がある。三月と八月(ときには九月)の間に三度、若狭本郷で銅を積み出帆し、一カ月ほどで、ときに

は二〇カ日内外で大坂へ着帆している。

当時、因幡地方と大坂との間に年三回の航海は行われていたようである。寛政六年（一七九四）四月、因幡芦崎浦の船持八人が、積荷なく難儀しているとして、鳥取藩へ大坂廻米御用を勤めることを願い出て許可された。これから六月までに六回、計五二人の船持の大坂廻米積みの申請が聞き届けられた。五二人のうち八人は同一人で、実人数は四人で、計五、五〇三石を廻送することになった。これら船持は伯耆の東端泊村の二人を除き、みな因幡のもので、廻米積米は平均約一〇〇石となり、最高でも二〇〇石を僅かに超える程度である。さてこのうち芦崎浦の八人は、四月五日と六月十三日に御廻米船積みを許されている。つまりこの間に藩の蔵地から大坂まで往復して、六月十三日に再度廻米積みを認められたのであろう。これら廻船はおそらく小型船で、二カ月余で藩地と大坂間を一往復したのである。安永九年（一七八〇）、加路浦の油屋喜右衛門・諸寄屋源三郎両人は、大船を購入して、御廻米積みを願い出ることを考え、購入費の半金相当の米四〇〇石の内借を藩へ申請し、その返済は積み帰り品物売却代金と、「来年中三度御届米運賃之内にて百三十余石」とを合わせて完済するといっている。これによると、廻船により年間三度も藩蔵米を大坂へ運送することが行われたのである。⁽⁴⁾

三光銅を運んだ廻船の大きさは、天保―嘉永期の木綿屋源兵衛持船や、元治元年の石州黒松浦の大吉丸のように、察知できるものは僅かで、大部分は不明である。但馬や丹後の廻船が多く運送しているが、これ等は二〇〇石積み以下の小型船が殆どであったらしい。文政九年（一八二六）より天保六年（一八三五）にかけ、但馬諸寄（現浜坂町）に入津した諸国廻船をみると、但馬・丹後の船は殆ど五人乗つまりほぼ二〇〇石積内外より以下で、二人乗つまりほぼ一〇〇石積以下が過半を占めている。竹野村所属の廻船は、文化十一年（一八一四）の「願上書控」によると五〇余艘ある

が、みな二〇〇石積み以下で、一〇〇石積み以下が半数を占める。弘化二年久美浜入津の但馬の廻船に、七人乗が竹野・居組各一艘、六人乗が計八艘で（以上ほぼ二〇〇石、四〇〇石積み）、五人乗以下が一六〇艘、しかも四人乗以下が総船の八割六分を占めている。⁽¹⁵⁾ 三光銅の積載は、ほぼ最高五〇〇箇で、重量でいえば米二〇〇〇石に相当しよう。このように小型船による大坂往復が年に三度まで行われており、三度の海運が若狭まで及んでいる。越前以北はそれは困難かと思われるが、なお今後の検討にまつこととしたい。

（昭和五十七年七月二十七日稿了）

註

(10) 嘉永三―同六年二二通、嘉永七(安政元)―安政六年四八

関係文書は存在しない。

通ある。外に間勢清輔の菟包六箇の送り状一通がある。

(13) 『海事史料叢書』第四卷

(11) 柚木学編『諸国御客船帳』下卷(清文堂)

(14) 『鳥取県史』4 五三二―五三三頁、五三六―五三九頁

(12) 大正十一年刊『若狭遠敷郡誌』四五五―四五七頁、ただ

(15) 『浜坂町史』三四五―三四九頁、三七九―三八一頁

し近刊の『小浜市史、諸家文書編一』の志水文書には、この

広瀬宰平の「東北紀行」について

川崎 英 太 郎

明治十三年（一八八〇）九月、広瀬宰平は商況の振わぬ朝鮮の住友支店視察に渡航した。このころ大阪では五代友厚が広瀬宰平・中野梧一・藤田伝三郎・田中市兵衛等有志と謀り、北海道の有望な陸産物・海産物を開拓して、海外貿易を振興するため関西貿易社設立のを進めていて、広瀬は帰国するや直ちに東北・北海道視察のことを企てたが、気候沍寒かつ業務多端のため延期した。そして翌十四年四月十日から百有余日に亘る巡遊の旅に出発した。本書はその時の紀行文である。広瀬はその緒言の中に、「路ヲ東海道ニ取り東京ニ出、東山道ヲ経青森ニ至リ、一葦函館ニ渡リ、東北根室ヲ窮メ、舳ヲ反シテ西北小樽ヲ探リ、進ンデ札幌ニ入り、六月卅日遂ニ帰程ニ就キ、東海ノ穩波客身志ナク七月廿二日我大阪ニ帰ルヲ得タリ、（中略）特ニ北海道ニ至テハ実ニ驚クベキノ進度ヲ表シ、陸産ノ興ル海利ノ挙ル、我国ノ財源ハ聚メテ此一道ニ在リト云フモ、果シテ虚語ナラザルヲ信ズ、然リト雖モ陸海ノ広且大ナル海ニ未ダ収メザルノ物アリ、陸ニ未ダ關カザルノ地アリ、今ヨリ其後倍ス、進ンデ之ヲ収メ之ヲ關キ、其利ヲ遺サズ其産ヲ棄テズ、以テ我国ノ富実ヲ謀ルニ熱心奮起セバ、豈ニ我が財政ノ困難ヲ憂フルヲ須ヒンヤ、余因テ沿途見聞スル所ノ梗概ヲ記シテ、之ヲ知友諸君ニ贈リ試ニ其所思ヲ問ハントス」とその主旨を述べている。「東北紀行」は和装B6版本文四二丁、巻頭に太政官大書記官の小牧昌業（のち貴族院議員・宮中顧問官、多年に亘り大正天皇に和漢学を御進講した）並び

に大阪商業会議所理事弁護士の本荘一行の漢文の序があり、ついで広瀬の緒言・本文となっており、巻末に菊池純の跋を付している。

次に本文を抜萃引用しつつ歴遊の旅程を略記したい。なお随所に景観・感懐などを詠んだ漢詩が加えられているが、今回は割愛した。引用文には便宜(一)を付して傍註をほどこした。また引用文中の漢字は特別のものを除き、便宜当用漢字体に直した。

なお又、本文につづいて「北海道五港ノ図説」・「拉櫂并ニ舩製改良ノ意見」が付けられているので、これについてもその梗概を記した。

明治十四年四月十日 此日余ヲ送テ梅田停車場ニ至ルモノ五代友厚氏、中野梧一氏、本荘一行氏等ノ数名、乃チ別ヲ告ゲ汽車ニ駕シテ西京ニ入り鴨東迎賓館ニ投ズ、我が住友家人十数名ノ送り来ルモノ亦同ク宿ス

翌日は大津に出で、湖上を渡り故郷八夫村(現滋賀県野洲郡中主町)に入った。十三日は亡父北脇景瑞の三十年祭をつとめている。

十五日 乃チ送行ノ児女等ト別カレ荆妻ト相携フ、万里ノ行是ヨリ始マル、路ヲ日野ノ間道ニ取リテ土山ニ出デ、関駅ヲ過ギテ椋本ニ宿ス

翌十六日には早朝出発、津を過ぎ山田に着き、内宮外宮に参拝している。二見浦に一泊、十七日は松阪、十八日四日市から宮(熱田)に小蒸汽船で渡り、十九日新庄泊^(新所カ)、二十日小蒸汽船にて浜名湖を渡り浜松に着いた。そして島田に宿をとっている。

二十一日 曉起、雨ヲ侵シテ島田ヲ発ス、泥路車輪ヲ没シ挽者ノ疲労固ヨリ憐ムベキモ、乗者ノ鬱倦亦想フ可シ、

興津ヲ過ル頃ヒ一天恰モ墨ノ如ク見ル々々暴雨大ニ至ル、清見原ノ光景モ雲霧深ク鎖シテ咫尺ヲ弁ゼズ、況ンヤ富岳ノ美ヲヤ、朝来経過ノ路次皆富岳ノ前面ニアリテ、毎ニ旅客ノ快ヲ呼ブ所、而シテ今陰雨此ノ如シ、天公何ゾ独リ我ニ幸スルノ薄キヤ、午後七時原駅ニ投ズ、駅ノ近傍数頃ノ田畝白花黄瓣海ノ如シ、之ヲ諦視スレバ蘿蔔花ナリ、怪ンデ土人ニ問ヘバ、曰ク花落チ実ヲ結ブノ頃ヒ、苺獲シテ之ヲ斬裁シ、以テ初夏稻田ノ肥料ニ供スト、余遍ク西国ノ地質ヲ点検シ、其栽培ニ注意スルモ、未ダ蘿蔔ノ子実ヲ以テ肥料トナスヲ聞カズ、然レドモ菜油ノ滓ヲ以テ肥料トナスノ習慣アルヨリシテ、之ヲ觀レバ亦理ナキニ非ズ、此レ勸農者ノ意ヲ用ユ可キ所ナリ

二十二日に熱海に休養、二十三日には小田原泊り、二十四日神奈川に着き、それより汽車で東京に入った。東京では貴顕の第邸・旧友の居宅を訪ね、寧日なき煩忙であったが、某日折柄開催中の第二回内国勸業博覧会縦覧の機を得た。内国勸業博覧会ノ盛ナルハ衆人ノ知ル所ニシテ、其規模ノ宏壮ナル実ニ人目ヲ驚カスニ足ル、海内ノ天工人造千形万象悉ク此東台山中ニ輻湊蒐集ス、国産ノ繁殖ト工芸ノ進歩トハ皆是レ明治聖世ノ賜モノニシテ、人民ノ福祉ヲ受ル豈感喜セザルヲ得ンヤ、而シテ余ハ一日其場ニ入ルヲ得ルモ、縦覧ヲ尽ス能ハズ、是レ此途次ノ遺憾トスル所ナリ

五月十二日 早起、東京ヲ発シ、浅草ニ至リテ馬車ヲ僦ヒ、東山道ノ長程ニ上ル、此日天気晴快、塵埃起ラズ、路樹緑陰ヲ為シ、田畦黄潮ヲ漲ラシ、車中ノ矚目転々其佳ナルヲ覚フ、栗橋ノ渡ヲ過テ中田駅ノ藤田屋ニ憩ヒ、午後七時宇都宮ニ投ジ、池上町高城佐平ノ家ニ宿ス、庭ニ木蓮花及梨花アリ、正ニ盛開ス、以テ気節ノ異ナル知ルベシ

此日馬車ノ馬ヲ更ルコト凡ソ十度、然カモ馬車会社ノ規則甚ダ慢ニシテ、乗者ノ意ニ副フ能ハズ、其煩ヒタル実

ニ尠シトセズ、今ニシテ之ヲ改メズンバ夫レ悔ルアラシ

十三日 第廿四国立銀行員長辻季直氏余ヲ价シテ石井村大嶮商舎ニ至リ、川村伝藏氏ノ製糸場ヲ覽ル、石井村ハ宇都宮ヲ距ルコト二里許、製糸ノ機器頗ル精巧ニシテ、工女殆ンド二百名ヲ入ル、養蚕室ヲ見レバ皆温室爐ヲ用ヒ、七十五度ヨリ八十度ニ至ルヲ以テ定度トス、是レ蓋シ福島県下ノ養蚕法ニ係リ、氣候ノ不順ナルニ当テ大ニ其効ヲ見ルモノニシテ、之ヲ信州・上州ノ養蚕法ニ比スレバ、其遲速十日ノ差ヒアリト云フ、覽終テ別樓ニ午餐ノ饗ヲ受ケ、宇都宮ニ至レバ、同氏其社員村山資沢氏ト共ニ余ヲ送り來リ、又タ客舎ニ於テ杯ヲ交ヘ款語スルコト須臾、二氏乃チ別ヲ告ゲ去ル、聞ク、氏ノ老翁迂與氏既ニ数百頃ノ桑田ヲ開キ大ニ心ヲ養蚕ニ用ユト、嗚呼今日國家ノ經濟ヲ救フモノハ、務メテ輸出品ヲ盛ニスルニアリ、而シテ蚕糸實ニ其多額ヲ占ム、迂與翁ノ功績伝藏氏ノ勤勞共ニ感ズルニ堪ヘタリ、且ツ氏ガ地方ノ農民ニ桑苗ヲ施スコト茲ニ年アリ、余其數ヲ問ヘバ年々二十五万本ニ下ラズト答フ、亦以テ翁ノ徳ヲ称スルニ足ル

前年、住友としても京都に製糸場を求め、試験操業にとりかかったときでもあり、熱心に各所の製糸場を視察している。

十五日 天曇ル、白川駅ヲ発シテ須賀川駅ニ小憩シ、郡山駅ニ至テ午餐ヲ喫シ、午後四時二本松ニ達シ扇屋某ノ家ニ投ズ、乃チ有名ノ二本松製糸場ヲ見ル、社長佐野理八氏在ラズ、取締役梅原親固氏ニ依リテ其場ヲ縦覽スルニ、工場別ツテ二室トス、各器械八十四人取トシ、女工生徒ノ數現ニ二百二十人ニ上ルト云フ、且ツ製糸ノ法日ニ改良シテ、既ニ海外ノ信ヲ得ルニ至ル、以テ其成功ヲ知ル可シ、場ハ旧城趾ニアリ、追想スレバ昔時此城ヲ築クニ当リ、其人民ヲ苦役スルモノ幾許ナルヲ知ラズ、而シテ今ハ却テ人民ニ此福利ヲ与フ、是レ則チ維新ノ賜モ

ノニシテ、佐野氏ノ幸ナリ、乃チ事務所ニ就テ休ス、梅原氏酒食ヲ侑ム、且ツ曰ク桑樹ノ栽培ニ二種アリ、立桑
刈桑是レナリ、立桑ヲ用ユレバ繭ノ量多ク、而シテ桑葉春霜ニ凋ムノ愁ヒナシ、刈桑ハ繭ノ量目少フシテ、輒チ
春霜ノ為メニ萌芽ヲ凋傷シ易シ、然レドモ土民之ヲ解スル能ハズ、尚ホ習慣ニ依テ悉ク刈桑ヲ用ヒ、更ニ改良ス
ルコトナシ、故ニ今年春霜ノ如キ、福島県下養蚕ノ損害ヲ概算スレバ、実ニ一百万円ノ利ヲ減ズト歎ズベキノミ、
乃チ一酌ヲ尽シテ謝シ去ル

十六日 好晴、松川駅ヲ経テ福島ニ到ル、二本松嶽ノ雪ヲ戴キ、天外ニ皎々タルヲ望ミ心神爽然タリ、信夫川・
阿武隈川風色賞スベシ、去月二十四日ノ大火、福島ノ市街其災ニ罹リテ十分ノ八ヲ焼失ス、戸数千七百余戸、土蔵
四百戸、焼死十余人

蓋シ古来未曾有ノ大災ニシテ、其惨状殊ニ甚シ、佐野理八氏ノ家ヲ訪ヘバ亦焼燼シテ、只土蔵ヲ余スノミ、氏余
ニ語テ曰ク、此郷ノ人民古ヨリ意ヲ家屋ノ建築ニ用ヒズ、故ニ一人之ヲ堅固ニスルモ亦タ益ナシ、今ヨリ以往ハ
郷民ト共ニ家居ヲ堅牢ニシ、相共ニ意ヲ財産保持ノ法ニ注グ可シト、桑折駅ヲ過ギテ半田銀山ニ達ス、銀山ハ五
代友厚氏ノ鋳業ニ係ル、乃チ坑長植木三郎氏ヲ訪フ、氏余ヲ早田伝之助氏ノ別廬ニ誘フ、早田氏ハ旧家ナリ、曾テ
暫ク鋳山ノ事ニ与ルモノ
房屋ノ清潔ナル、東京ヲ発シテ以來絶テ無キ所ニシテ、頗ル客中ノ倦勞ヲ慰スルニ足レリ、依テ共ニ鋳事ヲ談ジ
夜ニ及テ、明朝ノ觀坑ヲ約シ臥床ニ就ク

五代友厚の経営にかかる半田銀山を視察する機を得た広瀬は、鋳業家の立場から深い関心を払っている。

十七日 快晴、漸ク気節ノ初夏ニ入ルヲ覺フ、植木氏余ヲ導テ鋳場ヲ巡視スレバ、鋳砂堆積シテ丘岡ヲ為ス、穿ツ
コト纔ニ五六尺ニシテ、地下皆一面ノ鋳砂ヲ獲、其易キコト薯蕷ヲ採ルニ均シ、此ノ如クシテ多量ノ銀分ヲ出サバ、
他ニ鋳坑ヲ穿ツノ勞ヲ須ユルニ及バザルノ懐ヒアラシム、鋳砂ハ俗ニ呼テ吹キ滓ト云フ、即チ昔年坑ヲ穿ツモノ、

已ニ銀分ヲ獲タル滓物ナリ、器械ノ功能ク滓物ノ鉍砂ヨリ此巨利ヲ獲ルニ至ルハ、是レ事物開進ノ力ト謂ハザル可ラズ、現今月ニ四五十貫ノ純銀ヲ獲レバ、今ヨリ工事ノ進歩スルニ随ヒ、必ズ月ニ百貫目ノ銀ヲ獲、而シテ鉍砂尚十年ヲ支フ可シト、嗚呼植木氏ノ日夜刻苦シテ鉍事ヲ研究シ、故老ヲ集メテ旧慣ヲ問ヒ、其精神ノ貫ク所、此鉍砂ヲ発見スルニ至ルハ、豈ニ偉ナラズヤ、抑モ此銀山ノ鉍業タル、五百年以前ニ起リ、旧政府ノ時ニ及ンデ此業ヲ継ギ、以テ開坑セシモ、坑中ノ水害其防グ可ラザルヲ患ヒ措テ廢坑ニ屬セリ、明治七年ニ至テ五代氏一見大ニ感発スルモノアリ、乃チ官ニ乞フテ其廢坑ヲ起シ、爾來数十万円ノ資金ヲ抛チ、幾許クノ精神ヲ尽シ耐忍不撓、終ニ今日ノ盛業ヲ見ルヲ得テ、他日内國第一等ノ銀坑ヲ占ムベキモノ、是レ五代氏ノ耐忍不撓ニ由ルト雖ドモ、實ニ坑長其人ヲ得ルニ非ズンバ、焉ゾ能ク此ノ如クナランヤ、余五代氏ノ為ニ坑長其人ヲ得ルヲ賀シ、併セテ我國ノ為ニ此名坑ヲ発スルヲ慶ス、又タ盛ニ通洞ヲ開ク、是ヲ再光ト云フ、即チ將來採鉍ニ從事スルノ第一坑タリ、坑中ノ鉍石銀分ヲ含有スルノ多キハ、彼ノ滓物タル鉍砂ヲ見テ以テ知ル可キナリ、他日再光坑開鑿ノ目的ヲ達スルニ至ラバ、無尽ノ鉍脈最大ノ福利ヲ占有ス可キハ、余ガ今日ニ確信スル所ナリ、目今搗鉍所鉍砂ヲ搗テ細粉トナス器械混汞所鉍砂ヨリ銀分ヲ取ル器械其他附屬器械所アリ、又二個ノ混汞所ハ今建築中ニ係リ、落成ノ後ハ四十四樽ヲ運轉スルニ至ルト云フ、亦盛ナル哉、從來混汞樽ハ二十四時間ヲ要セシガ、植木氏硫酸ヲ加ヘテ分析スル法ヲ發明セシヨリ、現今ハ十二時間ヲ以テ工ヲ畢ルト云フ巡檢半日余、或ハ実理ヲ論ジ、或ハ經驗ヲ説キ、午後二時ニ至テ辭シ去ル、越川駅ヲ過テ白石駅相川某ノ家ニ投ズ、阿武隈川ノ東西桑田十里許、聞ク、大和田村掛田ニ老翁アリ、丹治梅吉ト云フ、能ク繭種紙ヲ製ス、之ヲ我國第一トス、通常ノ種紙ヲ以テ蚕ヲ養ヘバ、一升ノ繭ニシテ糸ヲ生ズルコト七匁ヨリ十匁ニ至ル、此翁ノ種紙ヲ用ユレバ十六匁ノ糸ヲ得ベシ故ニ此地方ノ養蚕家ハ競フテ翁ノ種紙ヲ求ムト云フ、所謂ル老練ノ功尊重スベキナリ

十八日 朗晴、早起白川駅ヲ発シ、午後二時仙台ニ達シ、福田与八郎ノ家ニ宿ス

電信ヲ東京種田誠一氏ニ報ジテ、開拓使汽船玄武丸ヲシテ石巻ニ寄港セシメシコトヲ乞フ、其事果サズ、遂ニ意ヲ決シテ陸路青森ニ向フ、松平宮城県令ノ邸ヲ訪ヒ、旅亭ニ帰レバ、首藤陸三氏商法會議所書記及ビ二三ノ諸氏并県會常置委員

來訪ス、仙台商法會議所會頭遠藤敬正氏出テ東京ニ在リ、是ヲ以テ終ニ相見ザルコトヲ憾ム

十九日 天氣晴快、早起シテ再ビ松平県令ヲ候ス、快談時ヲ移シテ歸ル、余固ヨリ松島ノ勝ヲ聞クコト久シ、此日出遊ヲ謀リ、塩釜ニ至ツテ導者ヲ得、松島ニ遊ブ、舟ヲ僦フテ千松島ニ出レバ、島嶼灣中ニ碁布シ、皆松ヲ戴カザルハナク、行帆其間ニ隱見シ、金華山ヲ煙雲縹渺ノ中ニ望ミ、風景画ノ如ク佳絶云フ可ラズ、寔ニ人ヲシテ仙境ニ入ルノ懷アラシム

二十日 強風砂ヲ捲ク、塩釜ヲ発シテ再ビ仙台ニ歸リ、明朝ヲ以テ途ニ上ルノ装ヲ為ス、此日県庁ニ至レバ、松平県令仙台商法會議所ノ議員ヲ會セントシ、依テ余ノ行ヲ遅フセンコトヲ謀ル、余ヤ前途ノ急ナルヲ以テ之ニ応ズル能ハズ、遂ニ辭シ去ル、重程經過スル所ヲ回顧スレバ、二本松以東ノ人家屋上累々石ヲ戴キ、一モ瓦屋ヲ見ルコトナク、殊ニ仙台ノ如キハ東方ノ巨藩、而シテ街衢ノ家屋構造反テ疎ナルガ故ニ、往々火災ヲ免カレザルノ歎アリ、然レドモ市民敢テ意トスルモノナキハ抑モ何ゾヤ

二十一日 寒威料峭、降霜雪ノ如シ、殆ンド上国烈寒ノ候ニ異ナラズ、駒場村ニ至レバ寒氣益甚シ、店媪赤飯ヲ捧ズ、一喫シテ暖ヲ取ル、亦奇ナリト云フベシ、金成駅ニ到リ千葉屋ニ投ズ、此日過ル所ノ原野皆曠漠ニシテ沃壤ナリ、土民唯天然ノ水利ヲ頼ンデ、掌大ノ稻田ヲ耕耘シ、少許ノ米穀ヲ獲ルヲ以テ足レリトシ、更ニ開闢ニ從事シ、物産ヲ繁殖スルノ計ヲ為スモノニ乏シ

二十三日 曇ル、郡山ヲ經テ正午盛岡ニ達ス、角屋十兵衛ノ客房ニ上ル、午后天雨フル、第一国立銀行支店長尾高忠惇氏来リ話ス、聞ク、奥羽ノ地荒原曠漠、一葉ノ地券ニシテ其記スル所十八町、其地価ヲ問ヘバ一円三十銭ナリト、是ニ於テ乎土地余リアリ、人民足ラザルヲ知ル、国土開拓ノ責ニ任ズルモノ豈ニ等閑ニ觀過スベケンヤ、黄昏雨氣濛々、稍ク夏候ヲ覺フ

別子銅山の飯米確保のため、新田の開発に腐心した広瀬としては、当然の感懐であつたと思われる。

二十四日 早出シテ島岩手県令ノ邸ヲ訪ヘ、既ニ出庁後ナリ、即チ庁ニ至リテ面晤ス、談適マ商事ニ渉ル、県令曰ク此地商法會議所ヲ設ケントス、幸ヒナル哉兄ノ来遊ニ遇フヤ、依テ明日ヲ以テ有志ヲ会同セン、兄幸ニ一日ヲ緩フセヨ、余曰ク明日ヲ待タバ余ガ一日ノ行ヲ害ス、公苟モ志アラバ奚ゾ今夕ヲ要セザル、令曰ク善シ、乃チ相約シテ退キ、瀬川安五郎氏ヲ訪フ、氏ハ鉾山ニ名アルモノ、時ニ荒川ノ鉾山ニ在リ、其弟井上覚兵衛氏ニ晤ス、氏厚ク余ヲ待ツ、瀬川氏新ニ邸宅ヲ起シ、四表皆銅板ヲ以テ之ヲ覆フ、構造殊ニ堅固ニシテ、高楼ノ美、粧飾ノ麗、園庭ノ風致、池魚ノ游泳、頗ル其趣キヲ為ス、嗚呼我同業鉾山家ガ経営慘憺ノ余、此ノ榮華ヲ致ス、夫レ誰カ之ヲ欣羨セザラン、饗応ノ厚キヲ謝シ去ル、井上氏製糸場アリ、勸業場内 乃チ製糸場及ビ織物場・養蚕所・牧馬試験所等ヲ巡見ス、黄昏井上氏・尾高氏ト共ニ遊息所ニ赴ク、遊息所ハ官民ノ集会スル所ナリ、有志者十有余人先ツテ在リ、余即チ商法會議所ノ来歴及功用ヲ説キ、聊カ衆人ノ信ヲ得タルヲ喜コブ

二十五日 朝晴、八戸ハ青森県下ニ在ツテ第一ノ港タルヲ聞キ、乃チ路ヲ渡民駅ニ取ル

沼宮内駅ヲ過ギ一戸駅ニ至リテ西村屋ニ投ズ、西村屋主人ハ少シク開化ノ風潮ヲ帯ビ、余ヲ待ツコト頗ル丁寧、因テ客廳ヲ一洗スルニ足レリ、蓋シ盛岡ヨリ青森ニ赴ク旅客、多クハ海路ニ依リ、陸行スルモノ甚ダ少ナシ、故

ニ旅舎亦意ヲ改良ニ注ガズ、行旅皆搏飯(にぎりめし)ヲ携帶シテ午餐ニ充ツ、車上目ヲ囑スル所、悉ク不毛ノ原野、殊ニ中山ノ如キハ丘岡ニシテ半バ平坦ナリ、必ラズ農利ヲ興スノ地タルヲ見ル、而シテ其広漠ノ状ハ、眼目ノ及ブ所東西ヲ極ムル能ハズ、彼ノ那須野原ニ幾倍スルヲ知ルナリ

二十六日 晴好早発、車ヲ馳セテ釜沢駅ヲ過ギ、三戸駅ニ至テ搏飯ヲ喫ス、過ル所ノ道路概ネ崎嶇、為ニ車夫二人ヲ要シ、而テ猶ホ高低アルモノニ遇ヘバ、乃チ車ヲ下リテ徒歩ノ勞ヲ取ル數回、此日過ル所美濃ガ阪ヲ以テ最モ峻ナリトス、此阪ハ岩手・青森兩県ノ分治ニシテ、是ヨリ八戸ニ至ルノ間、道路稍平夷ナリ、劍吉駅ヲ經テ八戸駅ニ投ズ

二十七日 曉起、車ヲ呼ブ、来ラズ、九時ニ至テ漸ク到ル、乃チ五戸駅ニ出デ、三本木ニ入ル、三本木ハ安政年間旧盛岡藩ニ在テ、カラ尽シテ開墾シ、宿駅ヲ設ケ、行旅長程ノ便ヲ助ケタリト云フ、此間亦矚望悉ク原野ニシテ、余ヲシテ日ニ感慨ニ堪ヘザラシム、且ツ到ル所野馬集散、其幾群ナルヲ知ラズ、所謂南部馬是ナリ、黄昏七戸駅ニ宿ス

この兩三日、青森県下の広漠とした未拓の原野に感慨を深くし、陸路の險を体験した。

二十八日 曇、七戸駅ヲ発シテ野辺地駅ニ出ツ、原野山路ヲ經過スル茲ニ數日、今マ始メテ海浜ヲ望メバ、帆影ノ遠樹ノ間ニ隱見スルアリ、客心転タ快濶ヲ覺フ

小湊駅ニ至リ午食ヲ求ム、飯色土ノ如ク、羹中ノ淮南堅(豆腐)キコト石ニ似タリ、覺ヘズ失笑ス、八戸以北人車ノ繼発其便利ヲ得ルアルモ、小湊ヨリ青森ニ至ルノ間、車賃ノ高価驚ク可クシテ、遅緩実ニ堪ユ可ラズ、旅舎ノ困苦独り余ノミナラズ、午後五時青森ニ達シ、佐藤準助ノ家ニ投ズ、直チニ三菱会社出張所ニ就キ函館行ヲ求ムレバ、

汽船芳野丸今夕ヲ以テ開行スト、依テ山田青森県令ノ邸ヲ訪ヒ、余ガ数日来見ル所ノ意想ヲ吐露ス、令頗ル意ヲ興農ニ注グ、因テ談話時ヲ移シテ別ル、余曾テ竊ニ謂ヘラク、我国ノ地勢タル四面環海、故ヲ以テ鐵路ノ挙、未ダ急ニスルヲ須ヒズト、今親シク東北ノ諸州ヲ跋涉シテ、始メテ鐵路ノ忽ニスベカラザルヲ知ル、而シテ今我政府及ビ有志者、將ニ鐵路建築ノ挙アラントス、果シテ着手其功ヲ奏スルニ至ラバ、東京以東土地ノ開墾、物産ノ繁殖スルハ、誰カ疑ヲ其間ニ容レンヤ、世人動モスレバ理財ノ困難ヲ説クモ、論者ヲシテ東北ノ遺地ヲ見セシメバ、夫レ必ズ悟ル所アラン、希クハ早ク鐵路ノ功ヲ竣リ、關西人民ノ余リアルモノヲ移シテ、奥羽人民ノ足ラザルヲ補ヒ、以テ開墾ニ從ハシメバ、物産ノ繁殖夫レ果シテ如何ゾヤ嗚呼

二十九日 午前三時錨ヲ抜ク、風和ラカニ波穏カナリ、然レドモ海霧忽チ鎖シテ、濛々咫尺ヲ弁ゼズ、即チ進行ノ度ヲ遅フシ、晴ル、ニ從テ漸ク駛セ、午前十一時函館港ニ入り、客舎武蔵野ニ投ズ、北海ハ夏期ニ向ヒテ海霧大ニ降り、連日迷暗呼デ瓦斯ト云フ、天氣陰雨常ナラズ、沍寒肌ニ通り客身只瘴癘ノ毒ヲ恐ル、然ルニ氣節ノ異なる花木集メテ春ヲ為シ、桜桃正ニ爛粲タルヲ見ル

三十一日 雨氣陰々、余ノ北地ニ入ルヤ、先ヅ札幌ニ赴カント欲ス、然レドモ難キヲ先ニシ易キヲ後ニスルハ古人ノ貴ブ所、依テ意ヲ決シテ直チニ根室ニ遊ブノ準備ヲ為ス、時任大書記官余ヲ其家ニ招ク、午後六時荊妻ヲ伴ヒ、共ニ其堂ニ上ル、時ニ有竹少書記官及ビ磯辺・石井ノ三氏亦坐ニアリ、庭園ノ異樹奇草、未ダ曾テ内地ニ見ザル所ニシテ、実ニ千里ノ羈客タルヲ知ル、肴核器皿一トシテ土地ノ産スル所ニアラザルナシ、時任氏ノ客ニ對スル款待、其レ渥シト云フベシ

かくして、先ず困難の多い根室地方の巡視、ついで小樽・札幌の諸地を歴訪することとした。

六月一日 出港ノ汽船期ヲ延^(ス)バズ、有竹氏来リテ余ヲ導キ、造船所及製作場ヲ縦覽セシム、皆人民ノ所有ニシテ、日ヲ逐ヒ進歩スルノ效亦タ著シ

二日 開拓支庁ノ諸氏来テ余ガ根室行ヲ送ル、午後一時開拓使其管船ヲシテ余ノ一行ヲ載セ、汽船瓊浦丸ニ移ス、三菱支社長船本龍之助氏亦本船ニ来リ、事務係武田静彦氏ニ囑シ、余ニ接スル頗ル丁寧ナラシム、一行為メニ航海ノ安寧ヲ喜コブ、午後七時錨ヲ抜ク、海上波平ニシテ船体ノ動揺ヲ覺ヘズ、斯ノ航路ニシテ此ノ如キハ、未ダ曾テナキ所ナリト云フ

三日 海上風ナク、行舟坐スルガ如シ、夜十二時根室花咲郡「ユルリ」島ニ泊ス、蓋シ海霧深ク鎖シ、航路ヲ誤マランコトヲ恐レテナリ

四日 天明、「ユルリ」島ヲ発シ、午前七時根室港ニ入ル、船ヲ下リ、藤野喜兵衛氏ノ出店ヲ以テ旅舎トス、氏ハ江州中郡下井田村ノ豪商藤野四郎兵衛氏ノ家業ヲ継ギ、其商標ヲ「又十」トシ、昔時ヨリ廻漕ニ名アリ、曾テ数十艘ノ倭船ヲ以テ松前ノ間ニ往復シ、内地ノ港津「又十」ノ名ヲ知ラザルモノナシ、喜兵衛氏亦大ニ意ヲ北海道ニ注ギ、此地ニ来リ、漁業ヲ営ムモノ茲ニ十七年、其漁場ヲ各所ニ有スルハ、他人ノ及バザル所ニシテ、實ニ根室ノ率先者トナリ、永ク此福利ヲ保ツヲ得ベシ、今ヤ本店ヲ函館ニ置キ、支店ヲ福山・小樽ニ設ケ、西洋風帆船五艘ト倭船数艘トヲ運用シ、以テ益々海産ノ隆盛ヲ謀ルト云フ、着後直ニ開拓支庁ニ至リ、御用係准奏任羽山氏ニ面シテ帰ル、已ニシテ羽山氏郡長和田氏ト来リ談ズ、支庁長折田権大書記官適マ今朝ヲ以テ上京ノ途ニ就カレ、面晤スルヲ得ザリシ、是レ余ガ此行ニ憾トスル所ナリ、旅舎ノ南隣一豪商アリ、柳田藤吉ト云フ、亦有名ノ漁家ナリ、義弟アリ、野川祐吉ト云フ、元大阪ノ人ニシテ、頗ル余ノ来歴ヲ知ル、故ニ来テ懇到周旋ス、余今

千里ノ孤客ニシテ、同郷此ノ如キ人ニ逢フ、余ノ喜ビ知ルベキナリ、三菱支社長末延道成氏亦来リ訪フ、氏余ニ語テ曰ク、我社汽船瓊浦丸曾テ花咲灣ニ在リテ、將ニ碇ヲ抜カントスルヤ、乗客十七名端船ヲ以テ之ニ移ラントス、本船ヲ距ルコト纜カニ一町許ニシテ、寒風凜烈近ク可ラズ、忽ニシテ海水凝結シ船体氷間ニ箝セラレ、復タ一棹ヲ廻ラス能ハズ、而シテ陸ヲ距ル尚七八町、氷薄フシテ蹈ム可ラズ、是ニ於テ進退大ニ窮シ、乗者只哀泣、天ニ叫ビ凍死ヲ待ツアルノミ、船長遙ニ之ヲ望見シ、試ミニ船難煙花險路航海者ノ必ズ予備スルモノニシテ、暗夜船舶ノ所在ヲ示シ、又難船救助ノ用ニ供スヲ投ズル四発、然レドモ火力僅カニ四丁許ニシテ、端船ニ達スル能ハズ、時ニ寒風益々強ク、亦施スベキノ術ナシ、一人アリ、策ヲ建テ、曰ク、請フ一ノ紙鳶ヲ翻シ、之ヲ端船ノ上ニ落サン、乗者其糸ヲ牽カバ漸クニ大綱ヲ送り、以テ或ハ死ヲ救フベシト、即チ俄カニ紙鳶ヲ張り、記スルニ其意ヲ以テシ、忽チ中天ニ飄揺セシム、然レドモ寒風稜々、傾向意ノ如クナラズ、又一人アリ、説ヲ為シテ曰ク、若シ紙鳶ノ一偏ヲ重クセバ、墜落或ハ意ノ如クナルベシト、則チ之ニ從フ、果シテ其船頭ニ達ス、乗客即チ連糸ヲ縋シテ、纜カニ本船ニ移ルヲ得タリ、實ニ明治十三年二月某日ナリ、歓踊ノ色喝采ノ声、今尚耳目ニアリト、嗚呼三菱海員ガ造化ノ力ヲ排シテ、此ノ未曾有ノ奇功ヲ奏シ、當時ノ東京新聞紙ニ記シテ、大ニ西洋人ノ賞賛ヲ得タルハ、寔ニ三菱社ノ榮トスル所ニシテ、海員者ノ識シテ以テ不虞(予期しないこと)ニ供スベキ所ナリ

五日 此地ノ氣候函館ニ比スレバ更ニ料峭ニシテ、海霧日ニ鎖ス、野川氏・伊藤氏等、余ニ花咲灣ノ漁事ヲ見シコトヲ勸ム、余固ヨリ厚岸行ノ意アリ、而シテ花咲ハ其沿路ニ当レルヲ以テ、乃チ氏等ノ勸メニ從ヒ、開拓支庁ノ馬車ニ駕シ、羽山・長谷川・末延ノ諸氏ト共ニ花咲ニ至ル、二氏等已ニ先ヅ在リ、余輩ヲ岸頭ノ一廬ニ迎フ、廬ハ柳田氏ガ漁業ノ為メニ設クル所ニシテ、灣内ノ眺望風景頗ル佳ナリ、処々残桜ヲ見ル、亦花咲ノ名ニ負カズ

已ニシテ二三ノ漁舟、漁夫数十人分載シ、網ヲ下スノ状甚ダ壮シナリ、網ヲ拳レバ網底潑々声ヲ為シ、巨口細鱗
乍（たちまき）チ堆積ス、之ヲ諦視スルニ、悉ク其名ヲ知ラズ、皆曾テ見ザル所ノモノ、内地ノ魚鱗ト其状名ヲ異ニスルヲ知
ル、之ヲ割キ之ヲ烹ル、其肉鮮ニシテ其味美ナリ、興半バニシテ家累ヲ根室ノ寓舎ニ帰シ、新原景行氏（氏ハ根室支序ノ七
等属ニシテ、余ガ厚岸行ノ東道主タリ及ビ末延氏ト各馬ニ跨ガリ厚岸ノ道ニ上ル、厚岸ハ根室ヲ距ルコト二十五里、而シテ花咲ヨリ
以西ハ道路ノ險難云フ可ラズ、山又山浜又浜、高下透迤（うねり）トシテ、鳥道猿路雷ナラズ、懸崖絶壁波濤岸ヲ打テ鳴動
ス、馬蹄若シ一蹶セバ、身ハ忽チ千尋ノ下ニ粉齏シ、山獸海魚ノ餌トナラン、覚ヘズ毛髮悚トシテ堅ツヲ、然レ
ドモ野馬能ク人ヲ馱シテ、曾テ一步ヲ誤マラズ、時ニ或ハ馬ヲ降テ難歩シ、黄昏漸ク落石（オツチ）駅ニ達シ、駅遞取扱所
増田某ノ家ニ投ズ、落石駅ハ輓近之ヲ開キ只此一屋アルノミ、寢食ノ具潔淨、意外ニ出デ客夢大ニ安シ、増田氏
ハ根室柳田氏ノ戚属ナリト云フ

六日 午前八時騎シテ発ス、山路崎嶇、前日ニ比シテ更ニ一段難キヲ覚フ、正午初田牛（ハツクウシ）ニ達シ、駅馬取扱所ニ入
ル、室内穢臭殆ンド馬廐ニ異ナラズ、老婆アリ、疥癬ヲ患ヒ爐辺ニ踞シテ、敢テ人ニ対スルノ礼ナク、遂ニ午餐
ヲ喫スル能ハズシテ去ル、行クコト数百歩一小溪流アリ、潺々トシテ海浜ニ注グ、小魚アリ （長サ一尺許胡、群游シ瓜魚ト云フ）
テ溪流ニ溯ル、末延氏手ヲ以テ数十頭ヲ捕フ、頃刻ノ間、余モ亦十数尾ヲ獲タリ、捕獲ノ容易ナル、夫レ此ノ如
シ、亦以テ此地海産ノ多キヲ知ルニ足ル、乃チ之ヲ貫キ鞍ニ附シ、又行クコト半里ニシテ山林アリ、樹々皆千歳
ノ老幹ニシテ、一モ斧斤ノ痕ヲ見ズ、（かすらとつた）薛蘿之レニ纏ヒ、幹根或ハ腐朽シ、森々トシテ内地ノ深山幽谷ト大ニ其状
ヲ異ニセリ、聞ク、此地熊羆多ク、往々出デ、行人ヲ害スト、嗟余ヤ老タリ矣、馬背ノ險ヲ涉リ其艱苦言フニ忍
ビズ、脾肉鞍ニ擦シテ頗ル痛痒ヲ発ス、乃チ轡ヲ按ジテ徐行シ、遂ニ諸氏ト相後ル、漸クニシテ海浜ニ出ヅ、一

茅屋アリ、就テ食ヲ取ル、時已ニ午後二時ヲ下ル、山阪ヲ踰ヘ水浜ヲ渡リ、海霧濛昧トシテ一陣ノ風ナク、唯波濤雪山ヲ捲クノ声アルノミ

午後七時ハマナカ浜中ハナナカ駅員沼某ノ家ニ宿ス

七日 浜中ヲ発セントス、脾肉ノ痛痒益々劇シク、復タ馬ニ跨ガル能ハズ、乃チ肩輿ヲ求ムレドモ得ズ、而シテ前路ヲ問ヘバ尚十里程ニシテ、道路ノ險惡前日ニ減ゼズト、是ニ於テカ余ノ窮益々甚シ、会マ三菱汽船千島丸霧多布島カッブ島ハ浜中ヲ距ルコト一里ニ来舶スルノ報ヲ聞ク、因テ厚岸行ヲ止メ、千島丸ニ搭ジテ根室ニ帰ルノ意ヲ決シ、転ジテ霧多布島ニ向フ、午後二時霧多布島ニ達シ、栗本貫一ノ家ニ投ジ、千島丸ノ来リ舶スルヲ待ツ、此島ハ地形湾環、天然ノ良港ヲ為シ、且ツ漁事甚ダ盛ニシテ、浜中鯨ノ如キハ昔時ヨリ其名アリ、昆布亦多シ、乃チ漁船捕魚ノ景況ヲ目撃シ、且ツ粕ノ製法ヲ熟視ス、抑モ厚岸ノ産物タル近来大ニ進捗シ、牡蠣ノ罐詰アリ、鋸器械ノ装置アリ、而シテ氣脈当サニ根室ニ通ズベキモ、道路ノ險惡行人ヲ絶チ、産物ノ輸送ヲ為ス能ハズ、余甚ダ此ノ道路ヲ開繕セザルヲ惜シム

八日 空シク霧多布島ニ在テ、海霧ノ霽開ト汽船ノ来泊トヲ待ツ、北海道海浜ノ氣候ハ、六月ヨリ八月ニ至ルノ間、海霧常ニ天ヲ覆ヒ、連日日光ヲ見ル能ハズ、海路為メニ濛暗ニシテ汽船尚航スル能ハズ、况ンヤ帆船ヲヤ、霧多布ノ名実ニ虚シカラズト為ス

九日 午後三時、氣笛汽ヲ漏スノ声ヲ聞ク、同行欲呼シテ起ツ、湾内果シテ錨ヲ投ズルノ船アリ、已ニシテ船長徳田幾雄氏上陸シ来リテ、共ニ面晤ス、氏嘗テ朝鮮航海ニ従事ス、吾社員ト懇交アリ、一見尚知友ノ如シ

十一日 午前九時、海霧漸ク揚ルヲ待テ、乃チ錨ヲ抜ク、波間長鯨ノ出沒ヲ見ルコト十数回、噴潮ノ声怒濤ヲ捲

キ、壯觀極マリナシ、北海未ダ捕鯨ノ業ヲ起スモノアラズ、嗚呼盍ンゾ捕鯨ノ術ヲ尽シ、其業ヲ興シテ、国家ノ富ヲ助ケザル、午後五時根室灣ニ入ル、此行タル日ヲ消スルコト殆ンド一週日、然レドモ初志ヲ達スルコト能ハズ、半途ニシテ行ヲ廃ス、余ノ最モ憾トスル所ナリ

十三日 朝暎々々海表ニ昇ル、余ガ此地ニ来テヨリ始メテ、此快晴ニ逢フ、遙ニ^{クナシリ}国後ノ山脈ヲ望メバ、千峯削立、皆白雪ヲ戴キ、寒光皮膚ニ迫ル、新原景行氏馬車ヲ以テ余ヲ迎へ、穂^ホ香^{ホヘ}地方ヲ見ル、此地農事ヲ興シ菓樹ヲ栽へ、以テ公園地ヲ起スト云フ、未ダ全ク功ヲ畢ラズ、午後五時羽山・和田ノ諸氏、余ヲ吉田楼ニ招ク、野川氏・伊藤氏以下ノ商賈亦坐ニ在リ、宴酣ニシテ諸氏余ニ演説ヲ求ム、乃チ商法會議所ノ功益ト、物産繁殖ノ理由トヲ説キ、杯ヲ傾ケ飲ヲ尽シテ帰ル

十九日 午前四時松前丸錨ヲ抜ク、天氣晴好波濤起ラズ

二十日 午前九時海霧会マ降り、冥濛トシテ海ヲ覆フ、為メニ汽力ヲ減ズルコト數時、已ニシテ全ク晴ル、午後六時函館ニ着シ、曾寓武蔵野ニ帰ル、聞ク、根室行余ガ乗ル所ノ汽船瓊浦丸ハ^{モイロラ}択捉ニ航シ、忽チ海霧ニ鎖サレ、遂ニ淺洲ニ膠シ、積載スル所ノ塩二千俵ヲ海中ニ投ジ、纔ニ船体ヲ全フシテ函館ニ帰り、今長崎ノ船渠中ニアリト、余此ノ危難海上ヲ航シ、往来共ニ平安ナリシハ、寔ニ幸ヒト云フベシ

二十二日 天氣大ニ霽ル、小樽行ノ汽船芳野丸、一日ノ期ヲ緩フス、乃チ七重ノ農区ヲ見ント欲シ、開拓支庁ニ到レバ、岡山県少書記官津田要氏屬官一名ト已ニ序ニアリ、余ヤ前途尚急ナルヲ以テ、匆忙手ヲ分チ、支庁ノ馬車ヲ驅テ七重ニ至ル、七重ハ函館ヲ離ル四里ニシテ、専ハラ興農ヲ事トシ、樹木草穀ヲ内外ヨリ移シ来テ之ヲ殖シ、農業試験所ヲ設ケテ農事ヲ奨メ、牧場ヲ開ヒテ牛・羊・馬ヲ蓄ヒ、駒犢場ニ滿チ、穀草野ニ布ク、余ヤ久シ

ク海浜ヲ跋渉シテ、林園ヲ見ザルコト茲ニ二旬余、今日乍チ此觀ヲ為ス、心神頗ル開暢シ、亦旅愁ノ身ニ在ルヲ知ラズ、午後五時寓ニ歸リ、九時芳野丸ニ搭ス、津田書記官亦船中ニアリ、共ニ興農起産ノ今日ニ急務タルヲ談論シ、夜三更ニ至ル

二十三日 午前六時芳野丸錨ヲ拔ク、駛行スル数十里、風濤大ニ起リ蕩動止マズ、暫クシテ風漸ク衰ヘ、船体亦静ナリ、本船事務係藤沢儀億氏保護至ラザルナク、殆ンド船中ノ倦勞ヲ知ラズ

二十四日 午前九時小樽港ニ入り、津田氏ト相伴フテ上陸ス、論談猶未ダ尽キザルモ、氏ハ近傍ノ開墾地ヲ回視セラル、ヲ以テ別ヲ告グ、聞ク、氏ハ意ヲ士族授産ニ注ギ、為ニ東北ヲ巡覽セラル、ナリト、蓋シ在官ノ士ニシテ此挙アルハ、氏ヲ以テ卒先者トナスト云フ、午後一時三十分汽車ニ駕シテ、札幌ニ赴ク、鐵路ノ如キ隧道ノ如キ、其築造簡便、過ル所人ヲシテ家ヲ衝キ、岩ニ触ントスルノ恐レアラシム、然レドモ工事ノ至レル一モ錯誤アルナシ、是レ費用ヲ省クノ最モ大ナルモノニシテ、東京・大阪ノ鐵路ニ比スレバ、其差甚シキヲ見ル所以ナリ、築造ノ法一ニ米利堅ノ制ニ倣ヒ、竣功ノ速カナル費額ノ小ナル、當時ニ在テ一里六万円ヲ要シ、而シテ其客室ノ清潔ト、^(便所)圓廁ノ設ケ煖爐ノ備ヘアルハ、却テ内地ノ汽車ニ優ル、車已ニ達ス、直チニ調所大書記官ノ邸ニ候ス、氏余ヲシテ滄海樓ニ投ゼシム、此日雲霧拳ラズ、午後雨フル、余ヤ久シク寒冷ノ地ヲ遍遊シ、未ダ嘗テ夏季ヲ知ラズ、暖雨芳草始メテ南帝ノ時下ニ属スルヲ覺フ、蚊軍眠ヲ襲ヒ、帳ヲ用ヒテ之ヲ防グハ、特ニ此地ヲ始メトス

二十五日 晴、長谷部大書記官余ヲ迎ヘテ、各所ヲ巡覽セシム、先ヅ丸木建築ノ校舎ヲ見ル、結構ノ宏大、粧飾ノ美麗、曾テ根室ニ於テ見ル所ニ異ナリ、此制タル、蓋シ魯西亞ノ法ニ則トリ、頗ル寒國ニ適スト云フ、次ニ農学校ニ至ル、西洋教師五名アリ、各課ヲ分テ生徒ヲ教授ス、聞ク、業ヲ卒ヘタル者已ニ十数名アリト、覽終テ附屬

菜花園ニ出ヅレバ、百花盛ニ開キ、蔬菜生々トシテ畝ニ満チ、大ニ人目ヲ新ニス、是レ生徒ノ実地栽植セシ所ナリ、次ニ工業局ニ入ル、装置甚ダ盛大ニシテ、百工ノ事一モ備ハラザルナク、就中鋸器械ハ水利ヲ豊平川ニ取り、「トロチン」車水面ニ旋轉シ、構造最モ妙ヲ極ム、我内地ニ於テ未ダ此設ケアルヲ見ズ、次ニ麦酒製造所ヲ覽ル、麦酒製造所ハ主任者中川清兵衛氏ガ多年独乙ニ遊学シ、専ラ此法ヲ伝習シ、其規模ヲ移シ来ツテ、此場ヲ設ケ、躬自ラ其業ヲ取り、終ニ今日無比ノ純釀ヲ製出スルニ至ル、其技人ニ絶ルモノアリ、賞スベシ、觀尽テ製造所ノ高楼ニ登リ、洋食ノ饗ヲ辱フス、長谷部・佐藤ノ両書記官及ビ中川氏ノ優待謝スルニ余アリ、加之食料皆管下ノ所産ニ係リ、一モ他ノ輸入ヲ仰ガズ、余最モ之ヲ嘆美ス、午後寓舎ニ帰休ス

二十六日 天曇、午前九時調所大書記官ニ從ツテ農耕場ヲ廻リ、偕樂園ニ出ヅ、時正ニ此地ノ春ニ逢フ、百花枝ニ満チテ、爛熳錦繡ヲ曬スガ如シ、乃チ清華亭ニ入テ憩フ、亭ハ園中ニ在リ、老樹池水ヲ環リ、天然ノ風趣能ク人造ノ及ブ所ニアラズ、殆ド仙境ニ入ルノ懷ヒヲ為シ、神爽カニ氣暢ビ、覺ヘズ快ト呼ブ、蓋シ亭ハ四季ノ觀皆備ハル、而シテ避暑最モ宜シ、内地ト雖モ得易カラザルノ楽地タリ、午後馬車ヲ驅テ、村落ノ状ヲ巡見シ、帰途豊平館ニ入ル、館ハ本年聖駕巡狩ノ行在ニ供センガ為メ、頻リニ工事ヲ督シ、落成已ニ近キニアリト、其規模頗ル濶大、内地尚ホ稀レナリ、嗚呼不毛曠荒ノ野變ジテ、此開進ノ域ニ至ラシム、明治盛世ノ徳沢ト、開拓其人ヲ得タルトハ、誰カ之ヲ感嘆セザランヤ

北海道東部に比べ、札幌を中心に西部の急速な開発が進んでいたことがわかる。

二十七日 東風肌ヲ透ス、土地東風ヲ呼ンデ「ヤマゼ」ト云フ、此風到ル毎ニ寒威必ズ強シ、故ニ暑中ト雖モ綿衣ヲ用ユルコトアリト、以テ氣季ノ内地ニ異ナルヲ知ル可キナリ、午前十時使庁ノ属官半沢時中氏、馬車ヲ以テ

来リ迎ヘラル、乃チ共ニ茨戸太^バ札幌^ラヲ距ル^トニ至リ、石狩川ヲ見ル、石狩川ハ北海道第一ノ大河ニシテ、水流ノ遠

キ、水利ノ饒カナル驚ク可シ、一茅舎ニ就テ行厨ヲ開ケバ、蚊群口ニ迫ル、即チ右手ニ箸ヲ取り、左手ニ蚊ヲ拵

ヒ、忽々食シ終リ、河辺ニ出デ、休ス、蓋シ人事未ダ尽サズ、雨水処々ニ流滞シ、腐敗此虫ヲ生ズルナリ、午後

三時寓舎ニ帰ル

二十九日 曇、仁田・森ノ両属官ト真駒内^{マコモナイ}ノ牧牛場ヲ見ル、場ハ札幌ヲ距ルコト二里ニシテ、広サ四十万坪、芳

草繁茂シ、加フルニ丸山^{西京丸山ニ似タルヲ以テ此名アリ}ノ緑樹草色ト相映ジテ、風景頗ル佳絶、亦避暑ノ雅地タリ、牧スル所

ノ牛百五十頭ニ下ラズ、又製乳場アリ、牛酪ヲ出ス、去テ綿羊牧場ヲ覽ル、場ハ札幌市外ニアリ、恰モ截毛ノ時

ニ際シ、親シク其況ヲ目撃シ、聊カ悞ム所アリ、午前十一時寓ニ帰ル、余已ニ明日ヲ以テ帰程ニ就カント欲ス、

調所・長谷部・佐藤ノ諸氏、余ヲ魁養軒ニ招テ饌宴ヲ張ル、札幌区長山崎清躬氏・小樽郡長北川誠一氏亦来リ会

ス、其酒其肉一トシテ土産ニ非ルナシ、余亦調所・長谷部・佐藤・山崎・北川・中川・仁田・加納・半沢ノ諸氏

ヲ寓楼ニ迎ヘテ、離筵ヲ設ケ、以テ留別ノ情ヲ表ス

三十日 天気陰晴ノ間ニ在リ、頗ル旅行ニ適ス、午前九時開拓使馬車二輛ヲ発シテ、余ノ行ヲ送ル、^{札幌ヨリ室蘭ニ至ル迄三十}

二里、二車五馬二日程ヲ以テ達ス、^{レマツ}乃チ同行半沢氏ト伴ヒ、滄海楼ヲ発シ、島松駅遞取扱所鶴谷某ノ家ニ達シテ、午

一輛ハ荷車ニシテ魯西亞風ナリ、^{チトセ}食ヲ喫シ、千歳村ヲ経、美々村ニ至テ小憩ス、午後七時^{トマコマキ}苦小牧駅ニ投ズ、美々村ヨリ苦小牧村ニ至ルノ間ハ、悉

ク沢地^{土俗谷地ト呼ブ}ニシテ、樹木少ク、水草深叢ス、川流アリ、湖水アリ、若シ之ヲ墾關シテ水田ト為サバ、必ず許

多ノ良穀ヲ得ベシ、然レドモ未ダ之ヲ開ヒテ国益ヲ謀ルノ人アルヲ見ズ

七月一日 細雨霏々トシテ降ル、午前七時苦小牧ヲ発シ、^{セラオヒ}白老村ニ小憩シ、志久村「アヨロ」名ニ至テ昼餐ス、

此地海浜ニ在テ寒氣殊ニ甚シ、爐辺ニ就テ暖ヲ取ル、午後雲霧深ク鎖シ一天油然トシテ雨ヲ降スコト甚シ、初メテ黄梅ノ氣節ニ入ルガ如キヲ覺フ、道路泥濘、車行頗ル難シ、車上ノ鬱屈亦甚シ、五時半室蘭ノ客舎丸大ニ投ズ
二日 雨止ミ、天漸ク晴ル、開拓使汽船弘明丸、日ヲ隔テ、森村ニ航ス、此日会マ休航日タリ、郡長田村頭允氏及ビ船長床波為知己氏、相謀テ余ガ為メニ有珠郡紋鼈村ニ向テ出航セシム、午前十時紋鼈ニ達シ、甜菜砂糖製造所ヲ見ル、田村氏書記伊藤辰三郎氏ヲシテ築造未ダ全カラズト雖ドモ、造構甚ダ雄壯ニシテ人目ヲ驚カスニ足レリ、余ヲ導キ製造所ニ照介セシム憾ムラクハ所長山田虎吉氏在ラズ、且器械修補中ニ係リ、運転ノ実況ヲ驗スル能ハザルヲ、今マ此一器械ニシテ、多量ノ砂糖ヲ製出シ、内地ノ甘蔗ヲ以テ製スル者ニ比スレバ、其益最モ多ク、以テ輸入品ヲ拒グノ一端ニ供スベシト云フ、覽終テ伊達邦成氏ヲ訪ヒ、開墾ノ事業ヲ見ル、聞ク開墾已ニ千五百町ニ至リ、昨年収獲スル所ノ植物ハ千二百石ニ上レリト、故ニ今年第二内國勸業博覽会ノ名譽賞牌ヲ与ヘ、特旨ヲ以テ伊達氏ニ從六位ノ位記ヲ賜ハル、其功ノ著明ナルハ、世人ノ普ク知ル所ナリ、蓋シ此頭著ノ功ヲ奏スルニ至ルモノ、伊達氏ノ耐忍ニ由ルト雖ドモ、抑モ亦タ田村頭允氏与ツテカアリト云フ、宜ナル哉、博覽会協賛一等賞牌ヲ与ヘテ、其功ヲ嘉セラル、ヤ、乃チ再ビ弘明丸ニ搭シ、六時三十分室蘭ニ歸リ、田村氏・床皮氏等ヲ前ノ旅寓ニ迎ヘ、共ニ杯ヲ傾ケテ、室蘭將來ノ所見ヲ談ジ、夜深ケテ別ル

五日 曇、午後五時函館町会所ニ至リ、諸氏ノ請ニ依リテ、商法會議所ノ経歴ト功用トヲ説キ、且見ル所ノ一二ヲ談ジ聊カ諸氏ノ傾聴ヲ得タリ、此日來リ会スルモノ官人商賈無慮百十余名、此地ニ在テ未曾有ノ盛會ナリト云フ、其詳カナルハ載セテ函館新聞ニアリ

十日 晴、汽船玄武丸明日ヲ以テ出發スト聞キ、帰装ヲ為ス

十一日 風雨、午後三時開拓支庁舩船ヲ出シテ、余ヲ本船ニ移ラシム、五時函館港ヲ発ス、風強ク濤高ク傾欹揺蕩止マズ

十二日 十三日 船ニ在リ

十四日 午後一時品川沖ニ投ズ、船ヲ出レバ盟友本莊氏京中當時出 小船ヲ以テ迎ヘラル、乃チ品川信濃屋ニ投ズ

十五日 東京ニ入ル、我阪地ノ諸友ト相逢フテ、長旅ノ情況ヲ話ス、余ガ此行經過スル所ノ山川河海、遭遇スル所ノ艱難歛樂、尚恍トシテ心裏ニアリ、遊ビ亦タ多ナラズヤ

二十日 横浜ヲ発シ二十二日大阪ニ達ス

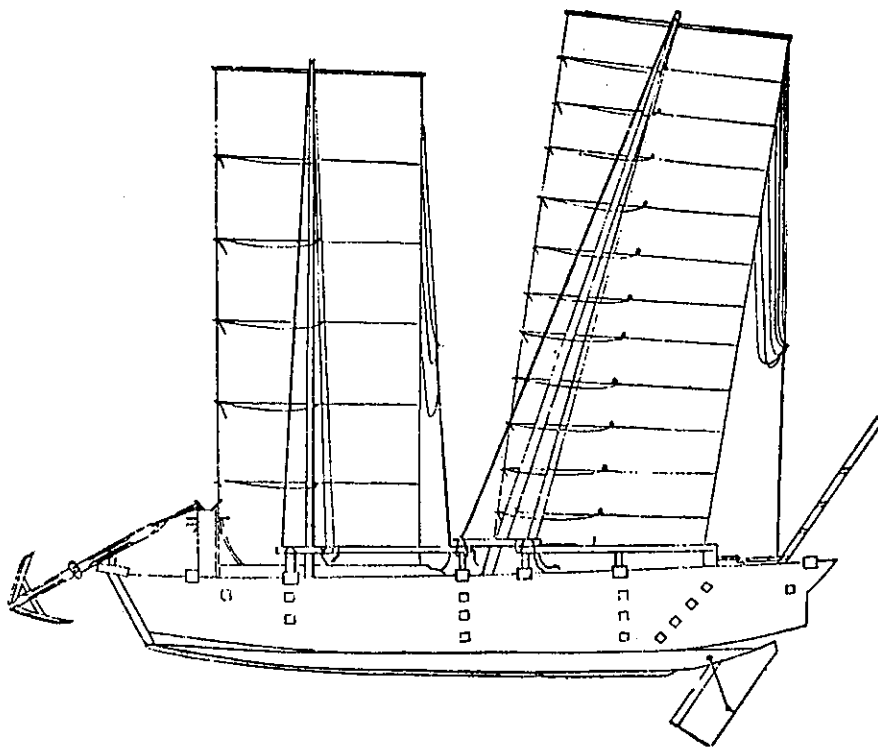
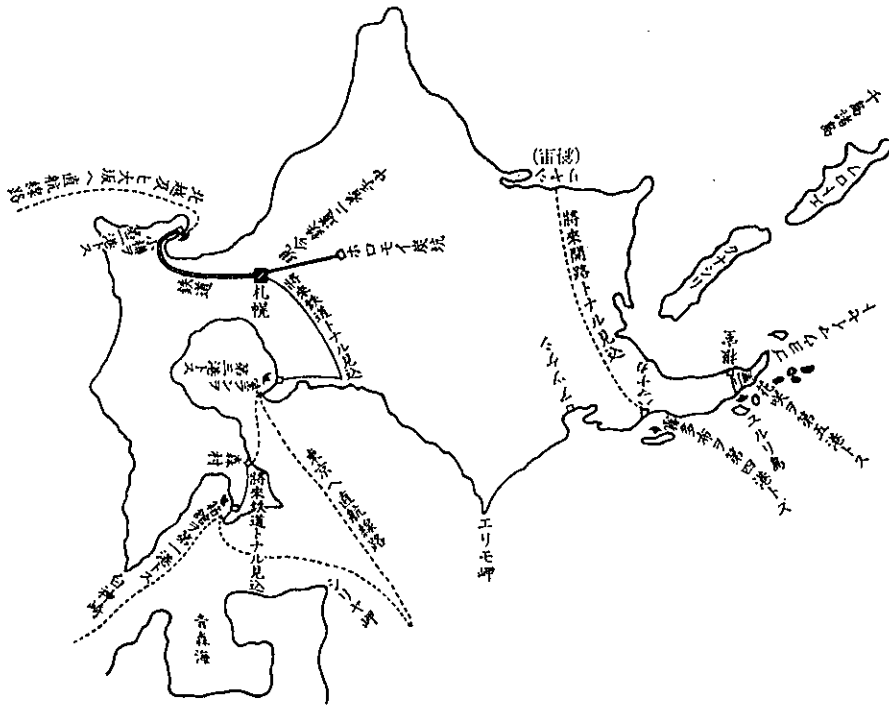
次にこの紀行文の卷末に付した「北海道五港ノ図説」並びに「ネリカイ拉權并ニ舩製改良ノ意見」の大略を述べると、広瀬は有望な北海道の陸産物・海産物集散につき五地域を設定、これらの港として函館・小樽・室蘭・霧多布・花咲を挙げている（四四頁函版「北海道之港灣ヲ五ヶ所ト定ムル見込ノ図」参照）。すなわち函館は北海道の咽喉に位し、東京・大阪及び清国向けに海陸の産物を輸出、小樽は該港以西の海産物、札幌の製造品及び陸産物を北越・大阪向けに、室蘭は「エリモ」岬以西の海産物と札幌製造の物品及び陸産物とを東京に直輸する港、また霧多布は天然の江湾で、「エリモ」岬以東厚岸間の諸産物を室蘭・函館・東京に直送する港、最後に花咲を挙げ、ここは根室に陸路で最も近く、しかも「ゴヨウマイ」海峡の難所を避け得る良港としている。またこのことは根室の繁栄につながるものとしている。つぎに「拉權并ニ舩製改良ノ意見」として運送の機関である船舶の改良を要望している。先ず倭船（千石積）から荷役に出す端船は両舷各五挺の拉權をつらね、ほかに船頭・舵取りと多人数を要するが、これを櫓に改めるときは半数

以下の人員で、しかも廻転が自由で速力があり、拉權の比ではない。これは荷役費の大きな節減となり、産地並びに消費地の利益となることを述べている。また倭船に比して朝鮮船(四四頁図版「朝鮮国商船之図」参照)は所謂スクーネル型で二個の帆柱を有し、運転自在で優れており、北海道沿岸を航行する船にはこの型を採用することにより、航路の困難を減ずることになるとして、先ず拉權を櫓に改めることから始めて、次で船製の改良にとりかかることを望んでいる。

さて、この広瀬の北海道視察旅行に踵を接するように、八月五代友厚は北海道を視察した。これよりさき、六月には関西貿易社の設立が認可されていた。しかし不測の北海道開拓使官有物払下げ問題発生のため、海外貿易振興の計画は頓挫するに至った。広瀬は後年その『半世物語』の中に「斯の如き北陲沍寒の地に在りて大業を成さんとするは、到底尋常普通の人の能くすべき所にあらずして、必ずや非常の耐忍力と高遠なる名譽心とを具有せる者を挙げて之に任ずるにあらざれば不可なるの実勢を察知せり。而して翻て此の大任に当らしむべき人物は果して如何と考へ到れば、人の忍ぶを忍ぶ者は多しと雖も、能く人の忍ぶ能はざる所を忍ぶべき者を得ること、極て難かりしを以て、当時宰平は遂に北海道の開拓事業に着手するの思念を絶ち、唯僅に一小冊の紀行を編成して以て此の旅行の記念たらしめたり。」としてゐる。

(了)

圖ノ込見ルム定卜所ケ五ヲ湾港之道海北



朝鮮國商船之圖

「東北紀行」折込挿絵より転載